

第52回平成25年9月与謝野町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年9月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時27分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢篁毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文（早退）
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長（赤松孝一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

塩見議員。

5番（塩見 晋） 皆さん、おはようございます。

きょうも、きのうに続きまして爽やかな秋晴れとなりました。農業関係の方は待ちに待った天気続きということになっていると思います。

それでは、通告に基づき学校の再配置と、それから、生活環境が守られる方策を考えようの2点について、質問をいたします。

まず、最初に学校の再配置についてであります。今年7月に行われた町政懇談会は各小学校区で開催され、テーマを就学前教育と学校再編に絞り、認定こども園と学校等の適正規模、適正配置についての基本方針の説明をして、出席された皆さんの疑問や意見をお聞きし、新しく設置した子ども・子育て会議に全ての意見を報告するという内容でありました。私も各会場を訪ねて傍聴させていただき、地域の思いも聞かせていただきました。その中で就学前教育・保育の拠点として計画している認定こども園については、国の詳細が、まだ、決まっていないということもあり、一通りの説明で、疑問点などについての質問も多くはなかったと感じました。

一方、学校の再編については、それぞれの地域の置かれている状況によって、さまざまな意見がありました。今回の質問は、この中の学校等の適正規模、適正配置について進めてみたいと思いますが、その前に与謝野町の学校再配置の今日までの経過を振り返ってみたいと思います。

平成17年度の3町合併協定書では公立の幼稚園、二つの施設は現行のまま新町に引き継ぎ、その校区は全町域とする。また、小学校と中学校は現行のまま新町に引き継ぐということで合併がなりました。

平成19年に策定した総合計画、この中の学校の再配置の推進の項目の中で、児童・生徒数が年々減少する中、学校の適正規模、適正配置化に取り組みます。少子化に伴って児童・生徒数は年々減少しており、今後、さらに減少することが予測されます。しかし、一方では学校教育に求められる役割はますます大きく、限られた財源の中で充実した教育環境を確保していく必要があります。学校再配置を含めて、今後の課題となっています。

合併2年後の平成20年4月に与謝野町教育・保育環境検討委員会が発足し、平成21年5月には教育、保育環境のあり方に関する提言書が町長に出されました。また、教育委員会からも平成23年9月に、この提言書を踏まえて策定した学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針が町長に報告されました。

平成24年度に策定した総合計画の後期編では、（仮称）学校再配置検討委員会の設置とありました。私は今回子ども・子育て会議が、この検討委員会であると考えております。

さて、町長は、子ども・子育て会議に3点の諮問事項を示されています。一つは就学前の教育・保育のあり方についてであります。これについては、今年度末の建議を求めておられます。

二つ目は、与謝野町子ども・子育て支援事業計画であります。

それと、三つ目の学校等の適正規模、適正配置に関する教育委員会の基本方針、これらについては、平成26年度末までの建議を求めておられます。これは、子ども・子育て会議の中で認定こども園の審議が先行され、学校等の再配置の基本方針の審議は、その後になるようであります。町政懇談会の中では、学校再配置計画にある平成34年度一斉を待たずに、複式学級になる可能性のある学校の再配置を可能とする答弁もありましたが、恐らく平成25年度については小学校の再配置についての審議は始まらないのではと思っております。今回の町政懇談会では、先ほども申しましたが、学校再配置の意見も多く出ました。それだけ住民の皆さんの関心も高いのではないのでしょうか。説明された少子化による児童・生徒数の減少から適正規模、適正配置の必要性は理解できるのですが、再配置後の学校の具体的な姿を早く示すことが必要であると考えます。このことが先行して再配置を考える地域の安心感につながるとは思いますが、町長、もしくは教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、2点目の生活環境が守られる方策を考えようについて、質問をいたします。空き家や廃屋について、昨日も小林議員が質問をされました。重複する部分もあるかと思いますが、住民の生活環境が守られる方策を考える視点から質問をしていきたいと思っております。全国的にも過疎化、少子高齢化、核家族化が進むにつれて空き家がふえています。総務省が5年に1回行っている住宅土地統計調査によりますと、住宅総数に占める空き家の割合は、平成10年が11.5%、平成15年が12.2%、前回、平成20年は13.1%となり、ほぼ5年ごとに1%ずつ空き家がふえております。この調査は一戸建てだけではなく、アパートなども入っております。平成24年度に町が行った町内の空き家の実態調査結果では、合計499棟の空き家があり、そのうち損壊なしは378棟、一部損壊は55棟、倒壊の恐れありは16棟となっております。今後も空き家や廃屋、そして、空き地の増加、田畑の荒廃などがふえて、私たちを取り巻く生活環境が悪化の方向に大きく変化していくのではないかと危惧をしております。

空き家は放置しておくとも雨漏りが始まり、柱などが腐り、強風で壊れた戸や屋根などが近隣に飛ぶ可能性もありますし、倒壊の危険度が増します。ごみの不法投棄や子供のたまり場、不審者の出入りなど、犯罪の温床にもなりかねません。また、放火などの火災発生の懸念もあります。空き地についても最近、住宅に隣接した田畑の雑草などが放置されているところをよく見かけるようになりました。空き地の管理が不適正になると景観上の問題や害虫の発生、花粉の飛散、不法投棄の誘発など、住民の安全や生活環境に悪影響を与える恐れが生じます。適切に管理されていない家屋や空き地について、種々の事情があるのですが、近隣の方々は大きな迷惑をこうむっています。空き家や空き地の問題は所有者の私有財産であり、第三者が勝手に手が入られないことが大きな障害となって、問題の解決を難しくしております。

そこで管理不徹底の物件について、条例などを制定して、管理者の意識を喚起するなどの方法も必要ではないかと思っておりますが、現在の町の空き家、空き地の対応状況と今後の取り組みについて町長にお聞きしたいと思います。

以上で、2点の初回の質問を終わりといたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。

塩見議員の学校等の再配置はどのように進めるかにつきまして、町長と私の、どちらかということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど本町の学校等の適正規模、適正配置についての経過の中に、説明されておりましたけど、一つ抜けております。総合計画の次に行政改革審議会、その答申の中でもうたわれております。それを受けて教育、保育の環境の検討委員会の立ち上げと、そして、提言ということになっております。いずれにしましても、そういう経過の中で、私ども教育委員会のほうが基本方針をつくりまして、そして、町のほうで検討してもらったものを先般の町政懇談会で説明をさせてもらったわけでございます。そのときの基本方針につきましては、教育の機会均等等を配慮しまして、試算では町内の小学校が一斉に統合できるタイミングであります、平成34年度を目途に、町内の全小学校の統合を考えておるといふ、そういう基本方針でございました。

この基本方針につきましては、ご承知のとおり、先ほども指摘ございましたけれど、子ども・子育て会議に諮問し、平成26年度末までの答申をお願いしているところでございます。議員が、町民による検討委員会が、この子育て会議にかわったものだと思いますとおっしゃられましたけれども、そのとおりであります。これは以前、町長が説明されたとおりでございます。

その中で統合のタイミングにつきましては、基本方針にありますように一斉の統合としておるわけでございますけれども、この一斉の統合には、私ども固執はしておりません。子ども・子育て会議の意見をはじめ、地元の保護者や地域の方々の意見を踏まえながら、慎重に、かつ丁寧に進めていきたいと考えております。

例えば、地元の保護者や地域の方々から、平成34年度よりも早い統合を求められている学校がある場合は、平成34年度よりも早い適当な時期に統合をすることはやぶさかではないと考えております。この場合、基本方針では、野田川地域につきましては市場小学校、加悦地域につきましては加悦小学校に、既存の校舎を利用した形で統合することとしております。そして、通学する小学校の変更は1回を超えないことを原則としておりますので、この点を重視しながら進めていきたいと思っております。

つまり、この通学する小学校の変更は1回を超えないことを原則としておるといふことにつきましては、これは平成34年を待たずに統合する場合もあると、しかし、その統合した場合には、それで次の統合はありませんよという、そういう意味合いでございますので、一斉にというわけには、固執しないと云っている根拠は、ここにあるわけでございます。

以上、その意味で、先ほど申しましたように保護者や地域の方々が早い統合を望めば、その要望に応じていく用意はあるというところでございます。

それともう一つ、議員の質問をお聞きしておりまして、この答弁といたしましては、統合という言葉は、平成34年に統合すると言ってるわけでございますけれども、一般に統合するというのは、どこかの学校に吸収統合するというふうにとられるわけでございますけれども、私どものほうとしましては、その統合という言葉は吸収統合という、そういうふうにはとっておりません。したがって、平成34年には三つの小学校に再配置するわけでございますね。それは全て、そこから新しい小学校がスタートするという考え方でございますので、その点は、取り違えのない

ように、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

ご質問の2番目は、私のほうからお答えさせていただきます。

生活環境が守られる方策を考えようについてお答えいたします。この問題につきましては、昨日の小林議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、ご案内のとおり、昨年8月に空き家や廃屋の実態を把握するため、約130人の職員によりまして調査をし、その結果、町内全域で約450戸を確認したところでございます。議員ご指摘のとおり、多くの空き家や廃屋が存在し、その中には適切に管理されていない物件もあり、町民の皆様の安全や、あるいは生活環境に悪影響を与える懸念がございます。町におきましては、適切に管理をされていない空き家があると、不審者の出入りや放火など、防犯上の問題と合わせて、災害時の危険が懸念されるといったことから、今まさに、その検討を重ね、対策に乗り出そうとしているところでございます。しかしながら、調査をいたしました約450戸の空き家について、全ての所有者確認ができておらず、このことは大きな課題でございます。これは、ご承知のとおり個人情報の面で慎重に対応しなければならない問題であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町民の皆様の安全や、あるいは生活環境に悪影響を与える恐れのあるような空き家や廃屋につきましては、適切な管理を所有者等に求めていく必要がありますので、多くの課題を克服しなければなりません。適正管理の具体的な対策の検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。

それではまず、最初に学校の問題について、教育長に質問したいと思います。1点、指摘をいただきまして、まことにありがとうございました。それから、先ほど統合という言葉は教育長は出されましたが、私は今回の質問の、今の時点まで統合という言葉は一言も使っておりません。先走って説明をしていただけたのかなというふうに理解をしております。

まず、それですね、今回の発表された基本方針、こういう冊子があるわけですが、先ほどありましたように地域の要望があれば、早く合併、再配置ですか、することもやぶさかでないということをおっしゃいました。そのことは、やはり小さな学校にとってはありがたいことなんです。それが、それじゃあ、それがですね、将来的に、どういう形になるかというのが、全く示されていません。この概要についてでもらった説明では、子供や生徒の人数と教室の数と、それから、仮称という名前で学校の名前が出ていると、これだけの、いわゆる今、情報の中で、それじゃあ再配置をどうするのかということ、それぞれの地域で考えていくときに、非常に情報不足で、なるべく早くしたいなと思うところは、もう少し具体的なことも知りたいというふうに思うのも、私は当然じゃないかというふうに考えております。

そういうことを考える中で、まず、一番基本的なところでですね、確認しておきたいことが1点あります。それはですね、今回の再編は、当然そうだと思うんですが、対等の、全部の学校

が対等の合併であるのかどうかということです。この点について、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。まず、先ほど統合ということにつきまして、ちょっと私、説明させてもらいましたですけど、私のほうが統合という言葉を使っておりましたので、その統合のことについて説明を、注釈をさせていただいたということでございます。町村合併と同じように対等かどうかという話ですけど、基本的には再配置でございますので、これは先ほど申しましたように、新しい学校をつくるという形になります。しかし、それには、ある程度の時間がかかります。私どもが現在、示させていただいておりますのは、あくまでも基本方針なんです。このように再配置に向けて実施していくという、そうした計画を示したものではありませんので、その意味で、細かい点につきましては、触れられていないわけでございます。

しかしながら、現実問題として、複式が懸念される学校もあることも事実でございます。それらにつきましては、やはり平成34年を待たずに保護者の方々が、いや地域の方々が望めば大きな学校と一緒にしてもらおうという、そういう方針でございます。したがって、その間におきましては、議員の言葉で申しますと、その間は吸収になります、対等にはならんと思っております。大きな学校へ行ってもらおうということになります。しかし、もうそこで次の再配置のときには、新しい学校ができていくわけですので、それにはまた、どんな学校にするのかということも考えていかなければならないと思います。それは少なくとも2、3年、多く見積もって3年から、かかるんじゃないかと思えます。少なく見積もっても1年は絶対に、どのような学校にしていくかということはおかかっていくと思えます。近隣では、宮津市が、もう既に統合しましたし、学校もございまして、京丹后市も、もう進めております。今年度に小学校も多く統合されました。それらの先進地といいますか、先例を見ましても時間的には準備に、やはり2年は、最低かかっております。だから、私どもも、この基本方針が、皆さん方に受け入れられれば、それらの、今度は実施に向けての計画を立てていかなければならないと、そのように思っております。そのときになれば、どんな学校になるのかということも、皆さん方に示すことはできると思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。今、教育長おっしゃいましたように、確かに私は、私が言っているのは平成34年の一斉の統合をしたときに、どういう学校の姿になるのかということ、やっぱりある程度、事前にわかるようにしたらどうかという、そういう思いで、それまでの、いわゆる再配置というのは、それはやっぱり大きいところに小さいところが入れてもらうという形になる、これはもう当然のことだと思っております。

今、教育長が出されました京丹後の例を一言、出されましたけれども、京丹後の場合ですね、平成22年5月ごろだったと思うんですが、学校の教育の改革の構想というようなものを出されておられます。その中に京丹後では1中学校、1小学校による小中一貫教育を進めていくと、これは一つの場所ですか、複数の場所ですかは別にして、そういうものを目指していくというようなことも載せておられます。私はネットで京丹後のことを見ている限りですが、そういう中でも、端的に言いまして、校名とか校歌、校旗等の取り扱いについては、ここの京丹後の場合は学校づくり準備委員会、準備協議会ですか、この中で検討、協議することとしていますと、ここ

まで踏み込んでですね、こういうこともやるんですよということを既に、事前に発表をされております。そういうことが与謝野町の場合は、それぞれの町によって違うのは当然ですが、ないので、一体じゃあ将来的にはどうなるんだろうということの心配が、やっぱり地域の方にはあるように聞いております。

そういうことで、今、質問をしたわけでありまして。それから、これはある大学の教授の教育学の研究課というところの教授ですが、この教授だけの考え方かと思いますが、全般に影響するような感じのことも書いてありますので、読んでみてみますと、過疎地の統廃合のパターン、農村部や山間部では、ある小中学校を1校だけ廃校にするなら、統合をする先の学校は隣の学校に自動的に決まる。また、自治体内の3校以上の学校を廃校にして、1校に統合するのも可能である。この場合、既存の学校に統合するケースと、新たに統合先の学校を新設するケースがある。前者の場合は実質吸収合併であるので、廃校になった地域の住民感情を考慮して、統合先の学校も形式的に廃校にして、同じ敷地、建物を利用して統合先の学校に新しい校名をつけて形式上、開校する方法をとられることが多い。実質的には吸収合併であるのを、形式的には対等合併にするものである。しかしながら、このような形式的な統廃合により、実質同じ学校の場合でも、学校名が変更になる。そのことによって開校式の式典や校名変更に伴うさまざまな事務がふえる。何よりも地域に根づいた伝統ある校名が消えて、そのかわりに今風の校名ばかりになり、地域と学校の関係がかかわりにくくなっているというような論文もあります。これは参考にさせていただいたらいんですが、そういうことで、今の学区ですね、それぞれの小学校区は、どのようにして決まっていたのかなということ、少し調べてみましたけども、それは地域によって大きな違いはあるんですが、大まかに見てみると封建時代は一般大衆の教育制度というのは寺子屋か、私塾で読み書き、そろばん、行儀作法を学んでいたというのが、明治維新の後、明治7年3月に人口750人以上の村は任意学校の設置を認められた。人口の少ないところは二つの村連合などで、それぞれの村、村がですね、お寺や民家を利用して小学校を開校していき、その後、学校の施設の建設も始まったと、こういうふうに文献には記されています。

その後、野田川地域においては、時代とともに校名のか変わったところもありましたし、いろいろありましたがですね、校区に関しては明治中期からの小学校区は、ずっと続いているわけです。これだけの歴史があるわけですから、学校に対する愛着も深いものがあります。一方、少子化の進む中で、少人数の学校をいつまでも続けることは、子供たちに知育、体育、徳育、才育、教育の五育を進める上でもマイナス面も見えてきています。子供を育てておられる父母の思いもですね、また、複雑なものが、その中にはあると思います。そういうことを加味しながら、先ほどは地域の要望があればというふうにおっしゃいましたが、地域の要望が薄くてもですね、ある程度、教育委員会も先導をして、こういう形でどうですか、こういう形でどうですかという投げかけもあっていいんじゃないかというふうに思うんですが、この点はいかがでしょう。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。確かに小学校につきましては、明治以来、明治5年の学制改革以来140年なんなんとしようとしておるわけです。その中で、学校そのものを地域が建てていったと、そして、先生まで雇っていったというのがスタートでございますので、どうしても、おらの学校という、その意識が非常に多いわけです。中学校は、まだ、60年ちょっとでございます

ので、それほどではないわけですが、いずれにしても、学校の統廃合と言われては、そうした地域感情がございまして、どこの自治体においてもスムーズに、思うようには行かないというのは、これは実情でございます。

それだけに、私どもとしましては、幸いといえましょうか、本町の一つのいいところかもしれませんが、他の周辺の自治体に比べて、子供の数の減り方が鈍いという、そういう状況がございまして、まだ、時間的には検討してもらい余地があるんじゃないかと、そのように思っております。いずれにしても、私は議員おっしゃるとおり、その小学校につきましては、やはり地域の方々の思いというものがございまして、思い入れがあります。やはりそれを大切にしないと、こうした統廃合につきましては、スムーズにいかないと思っております。

したがって、私どもとしましては、あくまでも、その子育て中の保護者の方々の意見、そして、地域の方々の意見を尊重していきたいと、そのように思っております。

残念ながら、私どもとしては、それはリードはしていきたいと思っておりますけれども、こうしたいということは、できるだけ避けたいと、そのように思っております。はっきり言わせて、行政が言った場合に、話は横に逸れておる場合が多いです。だから、その点は後発組として、やはり学んでいかなければならない点だと、そのように思っております。

それから、これは直接のご質問ではなかったわけですが、京丹後市の例を出されておりました。私ども新しい再配置後の学校教育につきましては、従来から言われておりますように、それと、きのう井田議員の教育委員長への質問の中にありました小中一貫の教育の中でも委員長は答弁しておりましたが、私ども現在も小中連携の教育というのを重視していただいておりますので、それが小学校の再配置後は、1中学、1小学校という形になりますので、今よりも、さらに、その連携がしやすくなると、そのように考えております。したがって、さらに、それを進めていきたいと思っております。

よその自治体の話ですから、言えませんけれども、いずれにしても、校舎一つの中で小中一貫教育をやらん限りは、全て、これは連携になってまいりますので、同じことだと私は思っております。

それから、もう一つは、私どもも、この説明のときにも町政懇談会で説明させていただきましたけれども、あくまでも、その実際に統合していく場合につきましては、皆さん方に委員会のようなものをつくって、いろいろ統合に向けて相談をさせていただくつもりですという、そういう説明はさせていただいております。それなしには絶対に進まないと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。いろいろ例を引いてものを言っていますが、基本的には、うまいこといってほしいなと、統廃合は、そういう気持ちは非常にあります。例を出してあれなんですけど、隣の兵庫県但東町では、中学校の統合に、何と38年、話が出てからかかってます。最初は入れなかって、そういうことだったんでしょけれども、そういうような話も聞いております。新しい学校ができて、やっと生徒が1カ所に集まったなと思ったら、次の年は豊岡市になってしまったと、学校の規模としては一緒なんですけども、そういう例もあって、非常に、このことは難しいことで、一つボタンのかけ方を間違えると、とんでもない方向に行くということも

重々わかっております。教育委員会にしても大変なことかと思いますが、地域の、いろんな話を、ぜひ十分にくみ取りながら進めていっていただきたいというふうに思いますので、こうお願いをしておきまして、この問題については終わりにしたいと思います。

それから、次にですね、空き家と空き地の条例化ですね、そういうことについて町長に答弁をいただきました。町の行った調査については、全てできていないと、全ての調査がですね、いわゆる所有者の確定だと思うんですが、できていないということで、では、実際ですね、どのぐらいの数がですね、本当に所有者が確定できたのかなということ、ちょっとそれが気になりますので、資料をお持ちでしたらお答え願いたいなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 申しわけありません。今、手元に持っておりませんので、また、それらにつきましては、後ほどご報告させていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いろいろと話とか、調べておる間には、やっぱり法務局なんかですね、ほかの自治体でも調べながら大体80%から90%ぐらいは特定、それでできていくというようなことも聞いております。個人情報関係もあって税務課とのタイアップはできにくいというようなことも聞いておりますけども、先ほど、町長は、このことについては検討をしていくというふうにおっしゃいましたが、その町長の答弁の中で、空き地ですね、空き地のことについては、ほとんど触れてもらえなかったと思うんですが、この件については、どのように思っておられるんでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 空き地につきましては、空き家以上に非常にわかりにくいという点がございます。今のところ町として取り組みましたのは、議会からもご指摘のありました空き家について、まずは調べてみようということでさせていただきましたので、今のところ空き地までは手が回っておりません。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私のところには、何人か、そういうことがあっておるんですが、例えば、役場は環境課に言うのか、地域振興課に言うてこられるか、わからないですけども、そういう例は実際にありますか、その点、お伺いしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 現実に、そのことについてやったことがないというか、きちんと把握はできてないということでございますので、どこが管理しているというものでは、今のところないということでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 廃屋というんですか、空き家もそうなんですけども、非常にこれは今、全国的に問題になっておまして、これは平成21年度の国土交通省の調査によりますと、条例などにより空き地、空き家の維持管理の義務づけ等を講じている市区町村は、空き地に対しては292市町村ですね、空き家に関しては137市町村、これは全国の市区町村を対象としたアンケート結果によるということですが、これが平成21年度の調査です。そういうことで恐らく、これ何年

に1回、調査するのかわかりませんが、こういう部分もですね、かなりふえてくると思います。それから、近隣の宅地にしろ、農地にしろ、全然構わずにほったか、草ボウボウでですね、何年も置いておかれるというようなところは常にあります。そういう中でも、やっぱり近隣の方で、なかなか近所の方は言いにくいなというような部分も持っておられる部分もあるようです。そういう部分で何とか、そういうことを聞いてもらえるところがないかなということも聞いておられます。

そういうわけで、先ほど廃屋について検討していくという話で、町長は空き地については、今のところ何の手も打ってない、何も考えていないという考えのようでしたけれども、ぜひ、この部分を廃屋同様、一つの検討課題としてですね、今後に向けて、その対応などを考えていただきたいと思いますと思いますが、この点については、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階でありますと、一体どういった現状なのかという、その把握に、町としても取り組んでいるところでございますし、それじゃあ、それに対して、どういう対応をしていくのか、どういう課題があるのか、その辺のところは本当にまだ、緒についたところでございます。昨日も少し申し上げましたけれども、空き家解消、協働プラットホームということで、空き家の適正管理、あるいは除却や再生、利活用に向けて市町村及び京都府が、それぞれに取り組んでいる内容について総合的に取り組めるような対策方針を検討し、実施することで空き家の効果的な解消につなげるという設置目的を持って府の自治振興課が事務局となって、府の関係課、あるいは府内市町村担当課、空き家対策に取り組むNPO、まちづくり専門家などの皆さんに推進体制としてなっただきまして、利活用、適正管理などの毎回、テーマを設定して検討をし始めたということで、ことしの年度内に6回程度の開催しようということで、やっとお互いに抱えております問題を一つのテーブルの上に乗せて、それらについて検討していこうということがございますので、それらの中で検討されました取り組みや内容、そうしたものを聞かせていただいて、市町村の取り組める部分、府の取り組める部分、また、地元の方たちにお世話になれる部分等の、そうしたことも仕分けしながら、この空き家対策、今おっしゃった空き地も含めていきますと大変相当な数といえますか、そうした対象が出てくるのではないかと思いますけれども、まずは、そうした今、課題となっておりますことについて共通の認識を持って取り組んでいこうというところでございますので、それらを進めていく中で、どういった効果的な方策がとれるのかというようなことも見えてくるのではないかなというふうなことで、私自身としては期待をいたしております。

今すぐお答えが出せないわけですが、今おっしゃったような、その中で条例が必要だとか、あるいは、そうした取り決めが必要だということになれば、やはりそうしたことについて一定のルールがございまして、それらの研究も含めて方向性が見えてくるのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） この問題が廃屋とか空き家とかが先に出てきますので、京都府のほうでも、そういう部分が先行しているのかなというふうに思いますが、町長の今の答弁もお聞きしまして、一つ思いましたのは、与謝野町の町民憲章です。私たち与謝野町民は豊かな自然と歴史に生まれ

た郷土を誇りに思い、お互い思いやり、元気にあふれる住みよい町を築くため、この憲章を定め
ますと、その第1にですね、自然を守り環境美化に心がけましょと、こういうようになってお
ります。

確かに空き地については、この前まで空き地だったのが空き地でなくなったり、いろいろ家屋
のように、きちんとある程度、固定したような状況でなくて、いろいろ変わっていくということ
もありますが、やっぱりみんな住民がですね、いい環境で生活したいということに、そういう思
いの中では、やはり大きなネックとなってますし、今後、これは大きな問題にもなっていくこと
だというふうに思っています。条例とか要綱を定めることによって、一定の、どこまで管理がで
きてない土地かということを確認する基準もつくれますし、それによって持ち主が誰であるかと
いうことも公表するというようなこともできるようになってきますし、そういうことによってで
すね、管理者に一定の責任がありますということをお知らせするというのもできると思います。

ただ、今、言ったのは全部の土地がそうじゃなくて、大方の、ほとんどの住民さんは、きちん
と自分の土地は自分で管理されておられまして、問題はないんですけども、どうしても不在地
主とか、そういう方々にとって、こういうのが特に多いなということに思っておりますので、全
て町民さんが、住民さんが何もかにもほったらかしておると、こういうつもりで言っておるん
ではありませんので、そういう面、どうしても、そういうものが目立ちますので、そういう部分の、
ぜひ、町でも動いてほしいなということで、この質問をいたしました。

何か答弁があればよろしいですが、もうお願いだけで終わりにしても結構です。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） この問題につきましては、大変ゆゆしき問題だというふうに私どもも受けとめて
おります。今回、いろいろと検討いただく中身は、単に、特に大きな目的は安心・安全、町民の
方たちの安心・安全をどう守るか、また、その景観をどう保全していくか、土地が、どの方の
土地であろうとということだと思えますし、また、それをうまく利活用していくことができない
か、また、そうしたものが町民の方にとって非常に交流の場、あるいは定住の場になるような、
前向きの発想として、そうしたことも捉えていく必要があろうかというふうに思っていますので、今、
要望という形でお受けいたしましたけれども、我々も多くの住民の方も望んでおられること
なので、それらについては真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。ぜひ一步でも二歩でも、この件も前に進めていただく
ようお願いをしまして、質問を終わりといたします。ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時30分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして一般質問を再開いたします。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は事前通告に基づき防災対策、町営バス、そして、体罰の問題、こ

の3点について一般質問を行います。

第1点目は、防災対策についてです。ちょうど90年前の1923年9月1日、午前11時58分、神奈川県沖の相模トラフ、海溝を震源にマグニチュード7.9の激しい揺れが関東一帯を襲いました。死者、行方不明者は東京、神奈川など1都6県で約10万5,000人に上りました。犠牲者の約9割は東京と横浜で、ほとんどが焼死したと記録されています。最近の災害を見ても全国では、従来の災害にない竜巻の発生など、亜熱帯化地方のような恐るべき異常な集中的豪雨災害が多発しています。かつて旧加悦町では、9年前になりますが、23号台風で水害による死者が出る、甚大な被害を受けました。こうした大災害を二度と繰り返さないことが強く求められています。自然災害は避けることができなくとも、それに備えることはできるわけであり、被害は減らすことはできるという点であります。

それでは、質問に入りたいと思います。一つ目は、このような台風や大災害に対応する対策は、どういう具体化されておられるのか、伺いたい。近年の全国での災害教訓を生かした対応は、どうされているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

二つ目、野田川流域の管理では、河川の浚渫などの管理がおこなわれていると思いますが、どう判断されているのか、伺いたいと思います。

三つ目、岩滝の阿蘇シーサイドパークが完成したわけですが、海拔が低い、この地域での高潮、排水対策など、十分な対応策ができるのか。

四つ目、23号台風では加悦庁舎の床下に水がつくという想定外の事態がおきました。この周辺では従来から長年の排水整備が大きな課題でした。改修をたびたび行ってきたわけですが、今でも周辺住民は不安を抱えており、抜本的な本格的対策が要ると考えます。どういうお考えなのか、また、その計画をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

次に、第2点目は、町営バスの運行についての質問です。合併して与謝野町が生まれ、2年後に町営バスの運行が始まり、高齢者や障害者など、少なくない住民の方々から大変喜ばれています。バリアフリー化とともに高齢化、過疎化のもとでの基本的な人権としての交通権を踏まえた取り組みは、ますます進む超高齢化地域を抱える与謝野町では欠かせないものになっています。

質問に入ります。一つは、200円バスの導入が具現化されるなど、意欲的な取り組みが進められています。今後、どういう公共交通網の確立方向、充実方向を目指しているのか。

二つ目、その一方で運行ルートから離れた住民からは、もっと近くにルートをつくってほしい、もっと細かく走らせてほしいとか、京阪神へ行くのに土日、祝祭日の運行もしてほしいなどの声を聞きます。この点で、どう考えておられるのか、伺いたいと思います。

三つ目、今後、高齢化とともに独居世帯がふえてくることは確実な流れになっています。予約、いわゆるデマンド方式といわれるバスの運行ですが、この検討、具体化は要るのではないかと、こういうふうを考えています。

次に、第3点目は、最後ですが、体罰問題についてであります。前回の一般質問で時間切れのためにお尋ねすることができませんでしたので、今回は体罰問題にかかわる見解を教育長に伺いたいと思います。この体罰問題についての私の見解や、主な見解は、前回の質問で述べさせていただきましたので省略して、早速、質問項目に入ります。

一つ目、クラブ活動で勝利至上主義に立ち、勝つことだけを求めるような学校運営のあり方は

非常に問題があるのではないかと。また、スポーツだけでなく、社会的なルールや常識など、多様な学習を保障して、スポーツに一生懸命邁進する。そういう姿が本来のあり方ではないかと考えます。スポーツというのは命令と服従の中でやっている、あまりものを考えない従順な人間が育ってくるというように言われています。

ある学者や研究者らが、このように言っています。これまで企業でも右肩上がりの安定した経済状況の中では、組織の歯車として、非常に従順で、丈夫で、明るくて有能だと言われる体育会系の人材というのが求められてきました。しかし、グローバル化、国際化がどんどん進展して、情報が進んできている。これからの、こうした社会の中では、社会の歯車で自分の役割を果たすとか、あるいは服従と命令の中で動くような人材が本当に求められてくるのかということ、決してそうじゃない、スポーツというのは、多様な価値がある。勝ち負けの競争も確かに大事な一つですが、それだけではない、相手と自分をお互いに卓越してといいますか、より高い次元を求めて相互に協力し合いながら追求していくという文化でもある。その意味で言うと、相手は敵でも何でもなくて、パートナーになります。そういうスポーツの多様な価値観を身につけていく。あるいは自由と自主性の中で創造的な発想力を持ちながら、本来のスポーツのあり方で育ってくる人材、こういう人材こそが、これからの国際的なグローバル化社会の中で一層求められていくのではないかと、こうおっしゃっています。

また、欧米へ留学した時期、これは体験の話ですが、欧米へ留学した時期、練習が終わったときに、柔道を楽しんでいるかと、こういうふうに分かれたとき、すごく驚いた。私は柔道を楽しむなんていう発想は全くなく、それまで柔道というのは歯を食いしばってやるんだという価値観しかなかったんですけども、こういう違うスポーツの価値観に触れたとき、今までと異なる人生や社会のあり方が広がってくるのではないかと感じられたと、こう言っておられます。以上の考え方を、どう考えておられるか、これが第1点であります。

二つ目の質問、私はいじめ、体罰の解決できる学校、その体制をつくるためにも、学校のどんな都合よりも、子供の命が優先されることを明確にすることが大切だと思っています。その上で子供たちに対等な人間関係、強い信頼関係を培う力、そして、人間らしく客観的にものを見る力、言いかえすと批評する力といいますか、そういうものや、真理を探究する力を育てることが重要になってきています。また、定時に帰れないという現状の教職員の皆さんの多忙解消など、いじめや体罰を解決する体制を強めることが大変大切です。

地域住民とともに、子供たちに過度のストレスを与えている競争の教育と管理教育から、人間を大切に教育と社会へ変えていくことが強く求められていると思います。そこで、与謝野町でのいじめ、体罰を根絶する対策は、どう考えているのか、伺いたいと思います。

以上で、私の第1回目の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の1番目、防災対策と町営バスの運行については、私からお答えをいたします。

最初に、1番目の防災対策についてでございますが、最近では全国各地で集中豪雨による災害が発生しております。本年7月28日には山口県や島根県で、8月9日から10日にかけては秋

田県や岩手県で、時間雨量100ミリを超える集中豪雨により大きな被害が発生しております。本町でも8月4日には、時間雨量60ミリの集中豪雨により、人的被害はなかったものの、床下浸水などの被害が発生しております。これら全国各地で発生する風水害への対策につきましては、気象庁は8月30日に特別警報の運用を開始しました。これは、東日本大震災における大津波や平成23年台風12号による豪雨のような、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高い場合に発表されます。大雨の場合では、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表されることとなります。これは、警報を始めとする防災情報によって災害の警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が住民や地方自治体に十分に伝わり切らず、迅速な避難行動に結びつかない事例があったことによるもので、大規模な災害の発生は切迫していることを伝えるために創設をされました。

町の責務として、特別警報が発表された場合、速やかに住民に危険を伝えることとなり、住民は速やかに災害から命を守る行動を行うこととなります。町では、防災行政無線やFM告知端末機など、あらゆる伝達手段を活用し、地域との連携により速やかに避難行動を進めることとしています。また、本年5月に町防災会議において、本町地域防災計画の見直しを行いました。国の防災基本計画や京都府の地域防災計画の内容を踏まえて、風水害における防災計画の見直しを行いました。具体的には、浸水想定区域における防災対策や土砂災害警戒区域等における防災対策、集中豪雨対策の促進でございます。

浸水想定区域における防災対策では、迅速な避難の確保を図るために必要な事項などを定めるとともに、災害時要配慮者施設への情報伝達に配慮することとしております。土砂災害警戒区域等における防災対策では、土砂災害計画区域の警戒避難体制等、避難所の設定や情報収集及び伝達方法などについて計画に掲げております。また、集中豪雨対策の促進では情報の収集、集約、伝達に係る連絡体制の強化、充実、避難体制等の強化等のソフト対策と、河川や砂防堰堤などの施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理などのハード対策の実施により、総合的な対策を促進することとしております。今後におきましても地域防災計画に基づき、また、防災会議でのご意見を踏まえながら、さらなる防災対策を推進していきたいというふうに考えますが、防災に関係します、いろいろな情報を繰り返し町民の皆様にお伝えする、周知することにより、防災意識を高めてもらうことが一番大切なことであるというふうに考えております。

次に、2番目の野田川流域の管理では、河川の浚渫などの管理がおくれていると思うが、どうかについて、お答えいたします。山地の荒廃が進む中で局地的な豪雨が発生した場合には、土砂を伴った濁流となり、勾配の比較的緩やかな中流域や下流域では土砂が堆積しやすい状況となっています。このため、京都府では現況断面の1割以上の断面が阻害される場合には浚渫を実施することとなっております。また、平成21年度からは、府民の皆さんが日ごろ、不安に感じておられる身近な改善箇所を公募する府民公募型安心・安全整備事業が創設されたことから、浚渫などの事業も採択されやすい状況となっています。また、井堰の近くでは、どうしても土砂がたまりやすい状況となることから、京都府では農地への取水前に井堰付近の浚渫を行うなど、水利管理が容易にできることも実施していただいているところでございます。また、先ほど申し上げましたように土砂の流出をとめるための治山堰堤が必要なことから、京都府へ要望しているところでございます。

このように、川上では土砂の流出をとめる方策を練り、川下では土砂の浚渫を行うなど、多方面から京都府とともに野田川流域の管理をしているところでございます。

防災対策の3点目、阿蘇シーサイドパークが完成したが、海拔の低い、この地域での高潮、排水対策など、十分な対策はできているのかについてお答えいたします。議員ご質問のとおり、この地域は海拔が低い地域で、長年、大雨のときには排水不良や高潮による浸水被害が発生している状況でした。このため平成9年度から平成12年度にかけて約4億3,582万1,000円を投じ、浜町区、東町区、合わせて3.8ヘクタールを対象に、雨水調整池の整備を行い、雨水を一旦、調整池に集めポンプにより阿蘇海へ強制排水をすると同時に、高潮により海水が排水路から逆流しないよう逆流防止対策を行ったところです。

さらに平成21年度に浜町の雨水調整池を強化するため3,042万6,000円を投じ、排水ポンプ1基を増設したところであり、雨水調整池の設置に伴い排水対策等は大きな効果を発揮しているところです。岩滝地域では、他の地域でも高潮による排水不良により浸水被害を受けている箇所がありますが、現在のところ土のうを設置するなどの対策を実施しているのが現状です。

最後に、加悦庁舎付近の排水対策についてお答えいたします。加悦庁舎西側周辺部は低地部であり、平成10年9月の大雨時には、大人の膝ぐらまで浸水被害を受けたことがありました。このため、現在の加悦庁舎を建設する際に、この周辺の排水対策について検討されており、低地部であり地形勾配に限りがある中で最善の対策を実施されたと承知しています。その後の状況は、平成16年の台風23号では野田川や滝川の破堤や溢水による浸水被害があったものの、それ以外での被害の報告は聞いていないのが現状です。近年、地球温暖化の影響と考えられる局地的な範囲で時間雨量100ミリを超えるゲリラ豪雨が発生しています。ゲリラ豪雨は、今まで整備してきた河川、水路の基準雨量を大きく上回り、各自治体は今のところ、その災害対策には苦慮しているのが実情であると考えております。したがって、自治体が出す情報を確認し、避難をしていただく速やかな情報伝達などの対策が何よりも大切であるというふうに考えております。

ご質問の2番目の町営バスの運行について、幾つかご質問をいただきましたが、全て関連いたしますので一括してお答えいたします。議員ご指摘のとおり、少子高齢化社会の進展は、本町につきましても例外ではなく、むしろ少子化、高齢化、そして、人口減少による過疎化は都市部と比較して進んでいるものと考えており、人口の将来推計でも、今後も、この傾向は続くものと予測されています。人が日常生活を送る上で、移動するという行動は必ず起こるもので、少子高齢化などの社会環境の中において、好きなときに好きな場所へ移動できる自家用車が、現在では圧倒的に普及しているものの、自家用車の運転がおっくうになられたり、安全面から運転を控えられたりする方の増加が予想され、公共交通の役割が、今後ますます重要になるということは間違いないというふうに考えております。したがって、町といたしましても、幹線である丹海バスへの支援、幹線から離れた地区においては町営による路線バスを運行することで、住民の移動手段の維持確保に努めてきたところで、さらに便利で使いやすい乗り物を、大勢の方にご利用いただくという考え方で、路線の再編、バス停の新設、施設への乗り入れ、ダイヤ改正等のサービス向上にも努めてまいりました。そして、本年10月から、いよいよ丹後2市2町で上限200円バスの運行を開始することとなり、ますますご利用いただきやすくなるものと考えているところでございます。

さて、住民、利用者の皆様の声をお聞きしながら、少しずつではありますが、着実に公共交通の充実を図ってきたところでございますが、議員ご指摘のとおり、もっと近くを走ってほしい、運行本数をふやしてほしい、日曜・祝日も運行してほしいなど、まだまだサービス充実のご意見があることも承知をしております。しかし、一方で需要に応じた効率的な運行を求めることも必要であり、また、あちらを立てればこちらが立たずといった物理的な制約により、ダイヤ編成が不可能な事象もございます。繰り返しになりますが、本年10月から上限200円バスが始まります。また、町営バスにつきましては、運行開始から5年目に入り、この間、試行錯誤を繰り返して改善してきた結果、現在でも利用者数が伸びている状況でありますので、当面は、軽微な改正は行うものの、現状の形を維持し住民や利用者の皆様からご意見を伺い、そのご意見を踏まえて、次の改善に生かしていきたいと考えております。

最後に、ご提案いただきましたオンデマンド方式、いわゆる予約方式の乗合交通につきまして、自宅のすぐそばから目的地までドア・トゥ・ドアで移動する交通として、以前から脚光を浴びており、全国で運用されている例が見られますが、路線運行とするか、また、エリア運行とするのか、ダイヤ定時方式とするのか、随時方式とするのか、ワンボックス車両とするか、乗用車車両とするのか、予約を受け付ける仕組みは電話方式か、システム構築をするのか等、これらの組み合わせで、さまざまなタイプの運行が考えられ、また、費用対効果の検討も必要となりますが、民間が運行する路線バス、タクシー、福祉有償運送との役割分担、調整が非常に大きな課題であると考えております。したがって、前段で申し上げました200円バスの導入や町営バス利用者の増加といった良好な現状がある中では、当面、こちらの充実を進めていくこととし、予約方式につきましては、将来的な検討事項とさせていただきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 伊藤議員の体罰問題について、私へのご質問にお答えをさせていただきます。非常にご高説を賜りまして、ありがとうございます。それに耐え得る答弁ができるかどうかわかりませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、体罰問題についてということで、スポーツの意義について、お尋ねでございます。まさに議員、ご指摘のように、まさにそのとおりだと私も思っておりますけれど、とりあえず、私も与謝野町の教育委員会のスポーツに対する考え方につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、児童・生徒のスポーツの意義、効果について述べたいと思います。心身の成長過程にある児童・生徒にとっては、体力を向上させるとともに、他者を尊重し、他者と協働する精神、公正さと規律をたつとぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人間の形成に大きな影響を及ぼすものであると思っております。とりわけ、学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる効果があると考えております。

ご質問の中にありますように、クラブ活動で勝利主義に立ち、勝つことだけを求めるような学校のあり方は問題があるのではないかとこの点につきましては、勝利を目指すこと、今以上の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるも

のではないと考えておりますが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、また、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければならないと考えております。あくまでも生徒の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むために運動部活動を行うものであり、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すような適切な指導が必要であると、そのように考えておるところでございます。

次に、いじめ、体罰を根絶する対策をどう考えているかについてでございます。体罰につきましては、まず、一般的に、よく言われていますように、学校教育法で禁止をされております。その法律的に禁止されているということは当然でございます。教育公務員でありますので、当然、そのコンプライアンスは、これは必要なことでございますので、これは必須条件だと思っております。しかしながら、体罰といいますと、多くの場合、物理的な力が働いていきます。つまり暴力でございます。

まず、その暴力それ自身が、私は人間性を否定する、人格を否定するものであると、そのように考えております。したがって、人権をじゅうりんするものであると、それは、私は体罰の基本にあるべきものだと思っております。それがあからこそ、法律で禁じていると、そのように私は考えておりますし、そして、校長先生方を、そのような形で指導、助言をさせてもらっているところでございます。

同じくいじめにつきましても、私ども、これはあくまでも人権の問題として捉えております。したがって、そのいじめ根絶に向けましては、何よりも人権の教育が大切であると、そのように思っております。それは、日々の学校の教育活動の中で、全てに、その人権というものについての感覚は大切であるわけですし、その感覚を研ぎ澄ます必要があると、そのように、現場には指導、助言をさせてもらっているところでございます。

そしてまた、いじめというものを、やはり早期に発見すること、そのことが一番のかぎだと、そのように思っております。したがって、子供たちの、ちょっとした変化、それらをいち早く感知し、そして、それに適切な対応をしていくということが大切であると思っておりますけれど、いじめにつきましては、主観的な問題もありまして、非常に難しい取り組み課題であると、そのように思っております。

先日、京都府教育委員会のほうが、いじめの調査の結果を6月の終わりから7月の初めにかけて全学校で行いました。府教委の管轄下の集計を公表しました。あれは3段階に分けて整理しましたのを公表したわけでございます。つまりいじめといいますと、ご存じのとおり大津の中学校の件もわかりますように、明らかに、もう犯罪というのから、子供たちが、あだなを言われたという、それをいじめだというふうに認識している、それだけの幅のあるものをいじめと称しておるわけですので、それをやはり、ある程度、その程度を分けて集計しようということで、3段階に分けて集計したところでございます。それらを見ておりましたも、なかなか軽微といいたしうか、あだなを言われたというような、そのようにいじめから始まりますので、至って認識の問題もありますので、非常に難しいわけでございますけれども、いずれにしましても、子供がいじめとして困っている限りにおきましては、これは適切な指導をしていく必要があります。何よりも、それは先ほど申しましたように、やはり人権という、その観点で指導していくように努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ご答弁、ありがとうございます。それでは、第2回目の質問に移りたいと思います。答弁を、まず、防災対策の問題ですが、ご答弁で、ほぼいろんな点で、それなりの苦労もあるようですし、情勢というかね、気候そのものが大変動している中で気象庁も、それから、各自治体もですが、災害対策の見直しを行うというような動きも出てますし、そういう点では非常に困った状況に置かれたという側面もあると、ただ、冒頭に言いましたように、災害というのは、自然災害というのはとめることはできへんと、しかし、どこまで、それを軽くできるかというのが、我々の課題だろうというふうに思うんですね。そういう意味で、ぜひ、そういう角度からの接近といえますか、努力をお願いしたいというふうに思っています。

まず、1点目の質問はですね、順序がどうなりますか、わかりませんが、1点目の質問は、答弁の中で断面ですね、いわゆる河川の排水断面のことを言うのでしょうか、断面の1割以上の場合というのは、これは一つはきちんと調べてもらっているのかどうかという点と、それから、このことで被害はないという判断をされているのか、この点についてお伺いしたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な中身につきましては、建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきます。今、議員のご質問の中で1割以上というのが統一されているのかというふうなご質問があったというふうに思っております。これにつきましては、この間も、うちのほうからも京都府のほうに確認をさせていただきまして、1割以上になれば浚渫というふうなことは、これは府下統一というふうに聞いております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は、この点でいうとね、野田川改修についてなんですけども、これは、私、金屋からね、それから、金屋は合流点がありますね。あそこから三河内まで含めて、三河内の下のほうは行きませんでしたけども、三度、ずっと見たんです、この間、一月ぐらいの間に、ここはね、私、1割以上の断面というたときに、ほぼ僕は1割になっているところも各所にあるんじゃないかと、木の茂みというのは、もうすごく大きくなってますよ。だから、ああいう実態を、どのように1割の判断になっているのかと、1割以内という判断になっているのかというのは疑問な点です。これが1点です。これは京都府に聞かないとわからないところというのはあると思いますが、それから、先ほど町長が冒頭に府民公募型の事業の話がありました。そのケースで対応されているというのは課長からも聞いています。それは、私はね、公募型事業そのものがおかしいとは思いませんけども、本来やらねばならない維持管理のところを、公募型で対応するというのはね、いかがなんだろうという気がするんですね、この点は、町長、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本来、町がやられねばならない、あるいは府にお願いしてやっていただくことにつきましては、それはそれできちんとしていただいておりますし、それ以外のところで身近なところでの、いろいろな区の要望等につきまして、区からの要望等について、あるいは、その地域

からの要望を府民公募型という形で取り組んでいただいているということで、詳細につきまして、あれでしたら、また、課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきます。先ほど、町長が申しあげましたように、この河川の浚渫というのは、今、議員おっしゃいましたように維持管理、維持管理者がもともとやるというのが前提だろうというふうに思っております。したがって、京都府のほうでも、そういうふうな断面を見ながら、そういうたまっている部分につきまして浚渫をしていただいております。

また、平成21年度から創設されました府民公募型安心・安全整備事業につきましては、これは先ほどありましたように、府民の皆さんの身近なところの安心・安全というふうなことでございますので、従来あった部分とは別枠で、そういうふうな事業が創設されたというふうに聞いております。したがって、いわゆるちょっとした浚渫だとか、そういう事業が今までなかなかできにくいというふうなものに対して、いわゆる事業の創出がされたということでございますので、我々としたしましては、この4月に、いつも各地域の区長会のほうに行かせていただきまして、この事業への公募というふうなことを説明をさせていただいております。

したがって、そういうふうなところがあれば、どしどし京都府のほうに要望していただきたいのと、また、公募していただきたいというふうに思っております。このことにつきましては、直接、京都府さんのほうに申請をされる方、あるいは町を通して申請をされる方、いろんなケースがございますけれども、京都府のほうといたしましては、それらに対しまして1件、1件回答をしているというふうな状況でございますので、そういうふうなところがあれば公募なり、また、町のほうに、そういうふうな申請をしていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の関連で、もう1点だけお聞かせ願いたいんですが、府民公募型の場合は断面1割以下であっても、やってくれるということなんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。それは、今の状況を京都府の職員のほうが把握をさせていただいてというふうなこともございます。また、今、議員がおっしゃいましたように、例えば、河川の断面内に木が繁茂しているというふうな状況もあるだろうというふうに思っております。この部分につきましても、従来、野田川のちょうど山田地区の辺だったというふうに思っておりますけれども、そこからの、そういうふうな河川の断面の中に、そういう木が生えておるというふうなこともございまして、その部分につきましては京都府のほうで、そういうふうな処理をしていただいたというふうなこともございますので、そうやって公募していただく中で、その状況なんかを、やはり申請者の方に確認をするというふうなことも出てくるでしょうし、また、現地のほうも見させていただくというふうなことも出てくると思いますし、そういった中で、ここを採用するかどうかというふうなことが決まっていくというふうに思っておりますので、その点も含めまして公募なり、また、申請なりしていただきたいというふうに思っております。

また、地元要望から出てきた部分につきましても、町のほうは京都府のほうに、こういうふう

な要望が出てきてますよということで申請をさせていただいておるといふようなケースもございますので、いろんな中で、そういう浚渫だとかいう、あるいはまた、京都府の事業等々につきまして、町のほうも一生懸命努力をさせていただいておるといふことでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今言う野田川河川との関係ですが、ことしの2月に京都府議会で知事の答弁がありました。野田川の改修というわけではないんですけども、いわゆるアベノミクスの第一弾と言われている2月補正の予算と新年度当初予算の14カ月予算問題ですね、これについて、知事は、こうおっしゃっています。従来から計画していた、ある面では先送りされてきた河川整備や治山事業等の防災関係の対策、これをしっかりやっていくと、このことを、こういうふうに述べているんですね。これを受けてですね、私がお伺いしたいのは、野田川の維持管理費は、どういうふうになっているのかというのをつかんでいたら、教えていただきたいと思っています。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、野田川の浚渫費用が、どのぐらいだといふふうなお尋ねでございますけれども、その部分につきましては、その年度、年度によって、いわゆる浚渫、たまっておる状況が違ってくるだろうといふふうに思っておりますので、この金額といふふうなことは今、ちょっと資料として持ち合わせておりません。

ただ、今ありましたように、14カ月予算ですか。その部分につきましては、従来、今、おっしゃいましたように、河川整備といふふうなことを目的として、いわゆる事業を前倒して早く、いうたら事業執行をしていくということだと思っております。この野田川水系につきましては、岩屋川と加悦奥川の部分につきまして重点整備をさせていただいておるといふふうなことでございまして、既に岩屋川につきましては、一定整備が終わっておるといふふうな状況でございます。したがって、今後、加悦奥川の部分につきまして事業展開が図っていただけるだろうといふふうにも思っております。そういうふうな中で、町といたしましても京都府なり、また、国のほうにも、そういうふうな要望をして、できるだけ町民の皆さんが健やかに住んでいただけるといふふうな条件整備をしていきたいといふふうに思っております。

また、議員もご承知のように、野田川につきましては、暫定断面での改修ということでございますので、今、野田川本線につきましても、京都府が改修計画を立てているのが、13キロメートルといふふうに言われておりますし、また、今現在、できているのが11キロということでございますので、今後、今、野田川の本線の部分につきましても、当初の計画が、そういうふうな計画になっておりますので、要望していきたいと思っておりますけれども、なかなか今、河川の改修の部分につきましては、昔ほど予算が潤沢にといふふうなことではないといふふうな状況でございます。

また、町のほうでは、先ほど町長の答弁にもございましたように、治山堰堤の設置をさせていただいております。これは京都府下ではナンバーワンだろうといふふうにも思っております。さっきありましたように、上の部分は、そうやって土砂をとめる。あるいは流れてきた部分については浚渫するといふふうな二段構えで、そういうふうな河川の堆積につきまして処理をさせていただいておるといふふうな状況でございますので、何とぞご理解をいただきたいといふふうに思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点ね、この野田川についてのお伺いしたいんですが、私、23号台風の後の災害の、いわゆる説明会ですね、後の説明会の中で、府の担当者が2、3人ですか、もう少しおんなったかですかね、説明を受けました。住民の方々から事前に、こういうことをちょっときいてほしいと、どうで予算がつかんかったんだと、野田川の浚渫がちゃんできてなかったんじゃないかという、そういうこともあってですね、お尋ねしました。そしたら、浚渫予算そのものは、いろいろあるんですよ、予算そのものがどんどん減っているというわけですね。なぜ減るんだという話をしたら、なぜって、比較でいえば高規格道路とか、いろんな予算もありますという話があって、結局、それに振られているということ認められたんですね。これって、おかしくないかと、そうですね。今、災害を体験をしているのに、そらもう対応としてはまずかったという態度をとってもらわないと、しまいには居直って、皆さんの声を上げてくださいと、どんどん、みたいな話になったんですが、私ね、ここに一つのポイントがあるんじゃないかなというふうに思っています。これは今すぐ結論が出ることではありませんので、大いに要望もしていただいで維持管理をきちんとしていただきたいなというふうに思っています。

それから、あとですね、一番気になるというのか、一つのポイントになっている3番目の岩滝の海岸ですね、これは今、答弁の中でもありましたが、例えば、満潮時に海からの暴風を受けたときにどうするかという対応については、私は非常に疑問を持っているんです。だから、その対応は特別なものをとらないといけないんじゃないかと、いかがですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、おっしゃいましたように、岩滝地域では平成16年の台風23号のときに、北風によりまして、それに伴いまして波浪が起りまして、いわゆる海面上昇したというふうなことがございました。特に、今の阿蘇シーサイドパークの手前にございます、消防の車庫がございますけれども、あの辺では30センチから40センチ、浸水をしたというふうに聞いております。それは今の北風が吹いたのと、そういうふうな海面上昇したというふうなことから、いわゆる高潮、あるいは浸水被害がダブルで起こったというふうなことでございます。

したがいまして、そのときには今の雨水調整池につきましても、働きをしなかったというふうなことがございます。今、議員おっしゃいましたように、そういうふうな海からのやつを守ろうと思いますと、いわゆる岩滝海岸線沿いに、そういうふうな、いわゆる万里の長城ではないですけども、ああいうものを設置をしなければ、もう無理だというふうにも思ってますし、それによって大きなポンプでかい出すというふうなことも出てきますけれども、そのところが、例えば、今、言いましたように、どこまで、そこを追求するのかということも出てくるでしょうし、今、時間雨量100ミリというのが年に、全国各地で起こっていくというふうな状況を考えますと、もちろんそういうふうなことも必要でしょう。それをやっているのが、今、東京都がやっておるような、いわゆる貯留施設を地下に持っていくというふうなことを、よくテレビだとか、そういうふうなことでやっておりますけれども、それとて何百億とかいうふうな単位がかかるわけでございます。したがいまして、そういうふうなことが確かに必要だろうというふうには思っておりますけれども、自治体の全部の予算を、我々の予算をかき集めても、なかなか今はそこまで

いっていないというのが実情でございます。

今すぐに、そこまでの整備をしと言われても、なかなかできないのが実態でございますし、そこを、どういうふうな予算配分をしていくのかということも十分検討する必要はあるかと思っておりますけれども、いろんなところで町は、いろんなサービスをしているというふうに思っております。そこでの使い分けということがあるだろうというふうに思っておりますので、今、議員おっしゃいましたように、そういう問題は確かにある。それは全国各地でもあろうというふうに思っておりますので、その点について、どこまで対策をとればいいのかというのは、ちょっと今の、全国各自治体でも同じことだというふうに思っておりますけれども、大変おくと、どうしてやっていったらいいのかというふうなことを今、模索をしているというふうなことが実態だろうというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 冒頭でも町長もおっしゃったし、私自身も繰り返し言いましたが、今、気象庁も自治体の防災対策も含めて見直しをかけなければいけないという異常な事態が起きているわけで、当然、そういう関係からするとですね、私は今、岩滝の海岸の問題を言いましたけれども、どこでもあるんじゃないかという話がありましたけれども、私はね、関係住民にね、やっぱりそういう実態も含めて協議をして、合議の場が要るんじゃないかと、今やっておかないと、僕は、起きてからでは遅いんじゃないかというふうに思いますので、そのことで防災への意識も高めてもらう機会でもあるだろうと思うので、その提案をしておきたいと思っています。

それから、次の質問に移りたいと思います。4点目の加悦庁舎の周辺のことですね。ここはですね、私、時間がないので、一つになると思うんですけども、1点に集中すると思うんですけども、23号台風で床上までいったと、23号の前に床下浸水もしているんですね。何度となく、あの地域は災害に遭ってまして、これを受けて、そうしたことの後に、こう言うところとね、非常に言いにくいんですけども、以前の建設課長が側溝を測量して検討すると、改修のね、いう約束をして、これがまた、ほごにされて、ほったらかしにされていると、その後の課長が、交代した後もですね、そういうことがあったが、しかし、町側は何もしてくれてないんじゃないかと、返事がないということを言っています。私は、この点でいうと、あそこの水路はね、確かにいろんな制約があります。何度も僕らも旧町ときから取り上げましたが、あそこの駅前水路、今、言われているね、正面から、庁舎側から見ると左側です、自転車屋さんの通りですね。あの水路はね、片方と違ってよくつくんです。この水路を、いわゆるポリボックスの前のほうの水路に抜けることも含めて考えなきゃ、もう抜けないんじゃないかというふうに思っています。

課長が答弁いただけたら、お願いしたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、おっしゃいましたように、その地域の部分につきましては、平成10年9月だったというふうに記憶をしておりますけれども、大雨になりまして、膝ぐらいまで浸水をしたということでございました。その後、今の、この加悦庁舎ができるときに、整備をさせていただいております。それにつきましては、先ほど町長がご答弁をさせていただいたとおりだろうというふうに思っております。

ただ、今、議員おっしゃいますように、いわゆる常時排水の部分が地形勾配が緩いため滞留を

しているというふうな状況だというふうに思っております。この部分につきましては、この加悦地域の部分につきましては、今の問題の箇所と、それから、もう1点、浸水をされる地域がございまして、町としては、先に、その地域の部分について整備をさせていただきたいというふうなことから、平成24年度から、こういった事業をやらせていただいております。これは加悦奥川の改修に伴ってというふうなこともございますけれども、そういうふうな整備を今、させていただいております。一定、もう工事のほうが終わっております。その部分につきましては、今のところ、そこで浸水を受けたというふうなことはないのです、ある程度、一定効果は出ているのかなというふうに思っております。

今、ご指摘の部分につきましては、全然、そのことは忘れていたというふうなことではございません。それを今、議員がおっしゃいますようにやろうと思いと、勾配自体を、また、逆勾配にしていかなんというふうなことが発生するだろうというふうに思っております。その部分につきましても、私どもの課のほうで調整をさせていただいておるというふうな状況でございます。町といたしましても、そういったところも含めて解決をしていきたいというふうに思っておりますけれども、たくさんご要望がございまして、優先順位をつけまして、今後できるだけ早く、そういった改修ができるようにさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、最後に課長がおっしゃったようにね、全域的な対策としての取り組みも非常に求められていると思いますので、そのことも十分頑張っていたかなあかんというふうに思っています。

最後にですが、この点での最後ですが、私、住民の防災意識の向上ということも町長は何度かおっしゃってました。いろんな取り組みもやっていかなあかんということなんです、私、以前にも申し上げましたけども、住民の防災訓練をね、もっと意識的に具体的にやれるような条件を行政側の責任でやっていただきたいというふうに思うんです。この点は、町長、どうでしょう。具体的に、こういう形でやったらいかがですかという提案でもいいので、そういうことの取り組みをやらないと、私は地域別温度差があると思っています。いかがですか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） そうした部分について、指導をしていくといえますか、ということについてはやぶさかではないですけれども、町としては全体で年に一度ですが、3月に防災訓練をしております。その中で、その年々の地域ごとの中でのテーマを決めてやっております。なかなかそれとても参加いただける方も少ないといえますか、なかなか全世帯がというわけにはいきませんので、とても、それだけでは足りない。各地域、水が問題になるところもあるでしょうし、土砂災害が問題になるところがあるでしょうし、川の溢水のようなところもあるでしょうし、それぞれ同じ災害といいますが、地域によって違うわけですので、それぞれの区のほうに対しましても、総務課のほうからいろいろと、そうした中身につきましては防災のことにつきまして、地域への説明等もさせていただいております。

ですから、一律に、こうということではできないと思っておりますけれども、それより小さいところでの、いろんな問題点を見つけ出して、そして、テーマ、課題をつくって、そして、その年の防災訓練をやっていくというようなことについてのアドバイスといえますか、そうしたことはできる

かと思えますけれども、町が設定してということ、やはりみずからの命はみずから守っていただくということが、まず大事ではないかなと思っています。今回、特別警報等の、そうした新しい大きな災害に対する、そうしたものも周知をしていかなければなりません。そうした中で、みずからの命はみずから、まず、避難するということが最前提、一番大事なことになってくるかと思えますので、そうしたことも含めて、町からは発信をしていきたいというふうに思っています。

それぞれの地元では、それぞれの地元が自分たちで考え、自分たちで、それらに対応していくという地域も、もう既にございますので、そうしたところが連携しながら、地域課題を解決していくということも、これ大事ではないかなと思っておりますので、幾らでも、いろんなことについて説明するよにということであれば、当然、町のほうからは出かけさせていただいて、区民の方々に、あるいは住民の方々にご説明をさせていただくことはやぶさかではございませんので、そうした形での温度差がございますので、それぞれの地域の課題等も地域で見つけていただく、その中での対応ということにさせていただけたらというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点は、三度も四度もやっておるように思っていますので、金は使わなくていいんです。金を使えと言っているんじゃないです。行政が総出でやんなさいと、職員がなんていう話もしてないです。地域の集落で自主訓練をもっと促さなきゃいけないん違うかということをやっているんです。

私、温度差があるというふうに町長も言いましたが、温度差があるのは当たり前ですよ、いろんなことが、だけど、問題はそういうことを行政としても心がけて啓発してほしいということをやっているんです。それは終わります、次で。

次に、町営バスの問題について伺いたいと思っています。答弁の中で非常に私は注目した一つはですね、今後の運営について、結論的な言い方ですけど、今後の運営の問題で、町民の皆さんですね、ご意見を聞いてやると、進めていきたいという話がありました。これは基本的なスタンスですが、ある意味では。そういう場づくりというのは、どこか定期的に、例えば、1年とか、半年とかいうことで、協議の場というものはあるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした協議の場はございます。詳しいことにつきましては、企画財政課からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをいたします。町営バスの運行につきましては、各地域の方々に組織をする運営協議会というものを組織をして運営をしてまいりました。この運営協議会につきましては、ことしの2月13日の会議において一旦、この協議会は閉じさせていただいております。これにつきましては合併後に、平成21年3月から町営バスを運行するに当たって、どういった形態のバスがいいのか、いろいろとご相談し、そして、スタートし、3年の実証運行が終わったということもございまして、一定、試行錯誤を繰り返しながら今の形ができてきて、利用者の方々も若干なりともふえる傾向にあるというような経過と現状を踏まえて、一旦、その協議会につきましては、閉じさせていただいております。

その中で、いろいろと次の公共交通としての町営バス、どういうやり方がいいのか、いろいろ

とご意見も出ておりました。しかし、今の現状が最も効果的、効率的にさせていただいているだろうということと、まだ、現在のバス、まだ、4年半しか経過していないというような、まだ、耐用年数も長くあるというような中では当面、今の形を踏襲させていただきまして、また、そういったバスの切りかえ時期などによって、そういったご相談させていただけるような場を設けながら、次のあり方を検討していくというような方策で、今後、進めさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、ぜひ、そういう場が欲しいなど、後の質問との関係でも出てくると思うんですが、それでは、バス運行の二つ目、三つ目に絡んでですが、冒頭にも交通権という概念を述べました。これは以前に野村議員が一般質問で提案をした経過がありますので、中身についてはどうか、詳細には述べることはしませんが、これは非常に、その位置づけが大事だと思っています。冒頭にも質問の中で、通告の中にも書きましたが、高齢化がどんどん進むと、障害者のバリアフリーの問題とか、いろいろあると、しかし、そういうことを客観的に、足を、動く行動を保障するのは、まさに交通権にかかわる基本的人権なんだという極端な言い方ですけども、そういうふうなものだと思っています。

私ね、今回ちょっとお伺いしたい点はね、バスの公共交通網を町として、どう捉えているかということなんです。それはね、私は結論から言いますわね、まちづくりの土台だというふうに思っているんです、バスというのは、商売人さんね、福祉医療の関係だとか、いろいろありますよね、教育だとか、これ縦軸で並べて、その土台を、そういうところに行ったり、施設に行ったりするのは、土台であるバスや公共交通網だと、だから、まちづくり全体を支える土台になると、こういうふうに思っているんです。

課長、答弁いただけたらありがたいんですが。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。おっしゃるとおりでございます、そういった住民の皆さんの思いというのがあったから、合併当時に町営バスを走らせてほしいという声が非常に大きかったということだろうというふうに思っております。この傾向というのは、高齢化が続く限りあるわけでございますので、永遠のテーマだろうというふうに思っております。

ただ、それを100%確かに、今できているかといえば不十分なところもあろうかというふうに思いますけれども、幹線を丹海バスにお世話になり、その支線を町営バスで走らせると、この基本というのは合併後に新たに構築させていただいたわけでございますので、そのところは、ぜひご理解をいただきまして、細かなところでは日々、改善を繰り返しながらご利用いただきやすいように今後に対応してまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、私が提案した内容が共有をしていただけるようですので、次の質問に移りたいと思います。この5年間でもですね、7年間と言ってもいいんですが、私、急速なね、高齢化が進んでおるといふふうに思っています。もちろん去年、おととしでしたかね、去年でしたか、30%を超えました。私、実感したのは、ずっと回っておって実感しているのはね、独居老人が急激にふえていることです。こういう状況と、それから、一方、答弁の中でも町長がおっしゃっ

てましたが、免許の返納を余儀なくされる年齢になってきているということがありますよね。行動自身ができなくなってくると、これは危ないからということもあるんですけども、こういうことが急増する中で、私はどうしてもね、先ほどの二つ目でしたか、いわゆるうちの地域には遠いと、もう歩いて1キロぐらい歩かなあかんとかいう方おるわけですよ。年寄りの行動範囲というのは、せいぜいいっぱい500メートルと言われているんですね。ですから、そういう点から考えるとね、予約のバス、いわゆるデマンドバスが必要になるんじゃないかというふうに思っているんです。この角度からいかがですか。

今すぐでなくてもですよ。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） ご質問の中にデマンドバスというもののご提案がございます。この方式といえますのは、今、議員がおっしゃいますように、今のひまわりバスのように定時、定刻に決まった場所にバスが走るというのに比べて、あらかじめの予約を受けたところに立ち寄ることによって、ご利用になる方々がバス停まで行かなくともドア・トゥ・ドアで移動できると、こういった利点があるわけでございますが、こういった方法も含めて、この合併後にどういったバスの方法がいいのか、検討がなされてきた経過があるだろうというふうに思っております。

結果、今の定時停留所方式がいいだろうということで、路線バス方式を採用してきたと、ということだろうと思っております。確かにデマンドバスというのは、そういったメリットがある反面、そのことによって停留所で待ち受けておられる方々の時刻がずれる、あるいは早く行きたいのに迂回する、予定が狂う、そういったこともデメリットとしてあるわけございまして、そういったところも総合的に考えた末、与謝野町が走らすバスについては、今の方式を採用してきたということでございます。

しかし、今後、そういった方向も含めて、また、時期が来ましたときには検討をしていくことになるのではないかとこのように思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点ね、違う角度からですが、いわゆる我々世代が団塊世代で、65歳になって、前期高齢者はかなりだんだん、比重は急速に高まります。このもとで、私ね、いわゆる町の周辺の集落は、どういうことになっているかということをおね、企画財政課のほうでは、そういう実態調査に接近した、データはあるわけですよ、世代とかなんとかの、そういう調査をされたんですか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 特に行っておりません。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、そういう将来展望を見据えた実態に迫ることをやってほしいというふうに思います。

それから、最後ですが、国の、このいわゆる地方公共交通にかかわる予算というのは、わずか300億円ぐらいなんです、全国で。全国で今、悲鳴を上げています、バスの運行については、全国的に。地方自治体から財源的な支援を望む声が非常に上がっています。町としても、もう限界ではないかと、これ以上、今言うようなニーズに答えていこうと思えば、この点でいかがです

か。

いや、国に要望すべきではないかということを行っているんです。町長でしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな形で機会を捉えて、こうしたことにつきましては、町村会を通じた要望の中にも掲げておりますので、そうした形での要望を続けていきたいというふうには思っております。なかなか厳しいとはいうものの、やはりそれぞれの町で、ある程度、工夫をして、それに対応していく。また、ここでぜひ、発揮しなければならないのは、やはりお隣同士の共助という、そうしたことも含めて知恵を出しながら、それに対応していくということも大事なかなというふうには思っております。要望につきましては、全体の中での要望を続けてまいりたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。ほんなら次の質問、最後の質問ですが、体罰の問題について伺います。答弁をいただいて、私ね、この問題でね、あんまり時間がありませんので、簡単に言います、与党、国会議員から体罰はケース・バイ・ケースだと、だから、いい体罰があるという考えですね。こんな発言をしたり、それから、いじめの問題でいえばね、体罰もそんなですけども、処罰を強めたらいいということ法制化する段階で発言をしているんですね。これはもう、全然だめだと思うんですね。やっぱりね、命をどう守るかということね、最前線、最も重視した、人権を尊重した対応が要するという点を、私は感じました。同時に、私、最後の2番目の質問にもかかわるんですが、いわゆる教職員の集団がですね、このことを、どうつかむかという点で、最前線に立っているんですが、私は勤務の実態をわかりやすくご答弁願えたらと、今の教職員の实態を、どうですか、一般的で結構です。長時間の人も言うてもらったら。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。教職員の勤務実態につきましては、これはもう以前、この議会でも質問がございました。家城議員だったと思いますけれど、言いましたら、非常に、過重になってきたことも、これは事実でございます。そのために、いろいろ時間外勤務の縮減の方策等につきましては、いろいろ工夫等、任命権者であります府教委をはじめ、いろいろ工夫しているわけですけど、なかなか、その多忙化について、なかなか歯どめがきかないというのは実態であることは、もうこれは事実でございます。

その意味で、やはりいじめにつきましても、先ほど申しましたように、子供の実態をやはり見ていこうと思いますと、その時間的に子供たちと接することが非常に大切だと、そのように思っております。したがって、教職員の勤務の実態につきましては、少しでも改善するように努力していきたいと、そのように思っておるわけでございます。しかし、なかなか妙薬がないというのが実情で、頭が痛いところでございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 妙薬はないと言いますが、職員をふやせば、教職員をふやせば解決するというふうに、私は思いますけど、海外では人間の配置でいうたら、もう日本は異常なほど少ないというのが明らかです。これ1回、また、ゆっくり後日やりましょう。

次にですね、二つ目の質問は、塾通いや夏休み返上の登校や、子供が置かれている状況が非常

に厳しい、私は過酷だと思っているんですが、状況のもとで子供自身が過度のストレスを抱えるようになっていると、いわゆるここで言う、そのもとで競争的な教育について、教育長はどう考えているか、お伺いしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。競争の教育が今、日本全体の教育界を襲っているという、そういう認識につきまして、私自身は、そうは感じておるわけではございません。非常に紋切り型の、私は捉え方だというふうにも思っております。しかし、競争によって教育を、効果を上げていこうということにつきましては、私自身は、これは否定したいと思っております。教育は、そういうものではないと、そのように思っております。ある一面では、成果があるかもしれません。しかし、それは人間のつげなければならない力のある一分野だろうと、そのように思っております。やはり教育、全人教育ということを言いますけれど、やはり教育というのは人間教育だと、私は思っております。その意味で競争がある分野では成果を上げるものでもあることも事実ですけれど、それだけでやっていくことは私自身は否定したいと、そのように思っております。

けさの新聞を見ますと、どこかの首長さんが、いろいろなことを言ってますけれど、私は、そうしたことで教育が正常化するものでもないし、本来の教育になるものだとも、そのようにも思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後の質問になるかと思いますが、冒頭の質問の中でも、事前通告の中に書いておきましたが、もう一つの側面はね、私、管理主義的な教育という実態ですね、非常に上に報告をしなければならないことから始まって、子供には非常に管理主義的な傾向で教育が実践がされているということです。これは時間がないので言いますが、国連からも子供の権利条約委員会ですね、ここからも再三にわたって勧告を受けている一つです。この点で、教育長は子供の権利条約が非常に大事だという認識に立たれた答弁をされましたが、こういうもとで教職員集団や、私は教育委員会にも、そうだと思うんですが、それを是認するような言動が、私は幾つか見られたというふうに思っています。この点で、そういうゆがめられた点について、教育長は、どのようにお考えか、お伺い願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。非常に管理教育というのは、ずっとよく言われる言葉でございませけれど、どこまでが管理なのかという、その問題があるかと思っています。私は、いろんな、長くなったら申しわけございませんから端的に言いますけど、どんな組織にしましても、管理というのは絶対に必要だと思っております。だから、その管理がなくして、仕事は、また、できるものでもない、そのように思っております。したがって、管理の程度の問題だろうと、そのように私自身は思うわけです。だから、今の教育が管理主義に侵されているとか、よく言われる方は言われますけれど、私は、その辺につきまして、いつもちょっと疑問に思う点があるわけです。いずれにしろ、管理するために管理するという、いわゆる制度の自己目的化ということがございませけれど、そのようなことはあってはならないと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今は、どこまで管理かという話がありましたが、僕はキーワードは子供の権利条

約で僕は解決できると思います。子供の権利条約というのは、管理について、非常に再三指摘してますし、この説明があります。ぜひ皆さんも、再度、読んでいただきたいと思います。これは生徒たちには、どうもわかっておらんようですが、ぜひ当校についてもね、国際的な水準を認めた国も批准した条約ですから、ぜひ、そういう率先した取り組みをお願いをして質問、終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時30分より開会いたしますので、ご協力ほどよろしくお願いいたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

家城議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は、通告しておりますとおり、入札について、また、情報発信とKYTについて、何点かの質問をさせていただきます。まず、最初に入札についての質問をさせていただきます。

この入札に関する件につきましては、何度も何度も定例会で取り上げさせていただいておりますが、今回は新たな取り組みについて、また、改善したほうがよいなというふうを感じる点について行政のお考えをお聞きしたいと思います。

1点目の請願にかかる町の取り組みについてでございますが、まず、経緯から簡単に説明をさせていただきます。平成23年11月21日に与謝野町入札制度に対する請願書が町内の事業所、3名の連名によって議会のほうに提出がされ、受理されました。同年12月1日に定例会において、当時の総務常任委員会に付託をされ、協議が繰り返された結果、採択すべきとの結論が出され、その後、平成24年5月の臨時議会で採択とされ、町側へ請願書の内容に係る改善を求める請求が議会より提出されました。それから、約10カ月後の平成25年2月28日に、町のほうから報告が出され、この報告では、いろいろな検討を重ねた結果、現状の方法がベストではないが、ベターであるといったような趣旨で何ら改善の策はないままの回答でございました。その後、現在の総務常任委員会に再度、研究するようにとの指示が議会のほうからあり、同委員会において、いろいろな勉強や協議を重ねて、平成25年5月8日の全員協議会で委員会報告をし、同じく6月7日に議長より全員協議会の結果を町側へ報告がなされ、現在に至っております。議長の町に対する報告には、恐らく委員会での協議の中で、多くの意見であった今の方法がベターだから改善をしないのではなく、行政は、いろいろな研究をし、試験的でもよいので、新たな取り組みを進めることが、よりベストに近くなる改善となるというのが、内容が恐らく含まれていると理解しております。

そこで副町長にお聞きいたしますが、議長の報告から既に3カ月が経過いたしました。その後、指名委員会で、どういった協議、検討がなされたのか、また、新たな取り組みの予定があるのか、その件についてお聞きいたします。

2点目は、入札に係る町内業者、すなわち指名業者への配慮についてでございます。この件に

つきましては、前回の定例会の一般質問の中で、産業振興の質問にも述べさせていただきましたが、町内業者への配慮は、できる範囲の中でできる限りやるべきであるといった意見を述べさせていただいたところ、副町長も全く同感であるというようなご答弁をいただきました。その後、行政におかれましては入札に限らず、いろいろな分野において、できることから配慮を図られて改善を進めていただいておりますが、入札の通告方法については、現在の当町の方法より、京都府の方法のほうが業者にとってはわかりやすいという意見が多く、指名委員会で検討をいただき、改善すべき点は改善していただきたいということで、お考えをお聞きします。

現在、与謝野町では入札案件が出ますと、まず、ファクスにて各業者に連絡があり、その後、各自が該当する工事の入札公告をホームページから引っ張り出して確認をしながら対応をしていくというシステムであるということはお聞きしております。この時点で、問題なのは、ホームページで確認をするときに、工事名だけの表示になっており、土木、電気、水道といった対象業種の明記がないということでございます。もちろん、その工事名をクリックすれば、工事の詳細が出てくる仕組みになっておりますので、対象業種の確認もできるわけではございますが、全てを確認しない業者の業者側の落ち度といえれば落ち度ではあるのですが、クリックする工事名の横にでも対象業種を一つ明記することで誤解はなくなり、問題解決につながるのではないかと考えております。この件につきましては、京都府では、既に電子入札を実施されていて、基本的な通告方法が違い、全てが同じであるということとは言えませんが、登録業者への工事通告しか送られないこともあり、対象工事の確認はしやすいということでもあります。こういったちょっとした配慮でお互いが納得のいく結果を見出せることは、この件に限らず、ほかにもたくさんあるのでないかと考えております。この件も含め、いま一度、細かな見直しをし、また、いろいろな意見を取り入れながら行政運営を進めるべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、情報発信とKYTについて、お聞きいたします。与謝野町では町民の平等な情報供給のために多額の費用を費やし、情報化を進め整備していただきました。特に有線テレビ事業では、担当課の中で研修や会議も重ねていただき、以前に比べるとかなり番組もレベルアップが図られ、ますます町民にとって欠かせない情報収集の手段として、多くの町民の皆さんが視聴され、私も、いつも楽しく拝聴しております。しかしながら、せっかく整備ができ、内容の充実が図られても、それを有効的に、また、活用をきちんとしていかなければ何の意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。そういった思いの中で、町長に質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、現在の加入状況をお教えください。委員会では、全プランの合計が86%に達したということはお聞きしておりますが、確認の意味も含めまして詳しく教えていただければと思います。

二つ目に、FM告知端末機について、3点ばかりお聞きいたします。町内のほとんどの家庭には、この受信機を設置していただいているわけですが、定期的なメンテナンスの必要はないのでしょうか。必要であるのならば、その時期、そして、費用について、わかる範囲で結構なので教えていただきたいと思っております。

2点目に、受信が多くなると、確認し、消去していかないと、ランプが点滅したままになっていたり、最近ではJアラートの情報放送が、音量が大き過ぎるというようなことで、常にはコンセントを抜いておられる家庭が多いとお聞きしております。せっかく設置していただいても、電源

が入っていない状態でありまして、いざというときに意味のないものになってしまいます。そういったチェックはできているのか、また、先ほど伊藤議員の中にもありましたが、防災訓練等にも、そういった点検を義務づけるなど、地域との連携の中で取り組むことは考えることができないでしょうか。

三つ目に、7月に総務常任委員会のほうで、視察研修に岡山県和気町に伺いました。メインの研修内容は消防についてでしたが、時間がございましたので、災害情報についても若干研修をさせていただきました。この和気町でも当町と同じく災害情報等の提供は各戸に配布したFM告知端末機を使われているのですが、この端末には当町との違いが多くあり、一番大きな違いは、発信した情報を受けた側が確認できたということ、発信側が確認できるというシステムです。簡単に言うと、聞きましたというボタンを押せば、行政に、また返信ができるというようなシステムでございます。緊急を要する災害時等の避難で、一番重要なのは、正確な連絡体制であると言われております。せっかく早くに情報発信しても伝わってなければ何の意味もございません。仮に伝わっていても避難できたかの確認をすることは、なかなか安易ではなく、かなり、そういうことに時間が費やされるのではないのでしょうか。また、いざというときには、なかなかマニュアルがあっても、マニュアルどおりには物事が運べないのが現実ではないのでしょうか。そういった中で、端末機一つでお互いが確認でき合うということは、少しでも被害を小さくするための手段では、大きな効果が出てくると思います。

私は町内全戸に、こういった端末機を配置し直し、いざという災害時に備えることがベストではあるとは思いますが、かなりの経費もかかるということですし、厳しい財政状況の中では、なかなか難しいということも理解はできます。そこで、せめて高齢者や障害のある方の家庭だけでも設置を進めていただき、そういった町民の方が安心できる体制づくりをつくっていくことも大切であり、また、地域間との連携にも役立ち、効果は非常に大きいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、三つ目のKYTについて、お聞きいたします。KYTVのスタッフのユニフォームについて、この件につきましては、先日、行われました消防団の受章調査が大江山グラウンドで行われた際に、町民の何人かの方からのご提案でございます。その日も猛暑であり、消防団の皆さんも、関係者の方も、また、見に来られていた方も、できることであれば少しでも涼しい服装になりたいと思うような暑い日でございます。もちろん、この様子を町の方にもごらんいただけるようにとKYTのスタッフも取材に来ておられましたが、参加されていた方、また、見に来られて来た方がきちんとした服装の中で、カメラを撮っておられたスタッフの方の服装が、あまりにもばらばらであり、なおかつ、ラフ過ぎる格好であったので、余計に目立ってしまったのか、せめてユニフォームぐらいつくって統一した服装で取材をせんと、だらしないように見えるでというようなご指摘を受けました。

私自身も取材時にはスタッフであるということがひと目でわかると同時に、それが宣伝にもつながり、町民の方からも親しみを感じていただけるような手段としてシャツやジャンパーなどのユニフォームをつくるべきできないかと思っております。

先ほども言いましたが、KYTVでは多くの町民の方が視聴していただけるように研究や努力を重ね、頑張っていたいただき、番組製作の取材では真夏の暑い日や雪の降る寒い日、また、最近で

は大江山に登られたりと、いろんな条件の中で大変ご苦勞であるということは感じております。しかしながら、せっかく頑張っていたいただいても、ちょっとしたことで指摘を受けるということは損でもありますし、町の、そして、KYTのイメージアップにもつながるのであれば、そういった取り組みをぜひ、進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

以上の点をお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 家城議員ご質問の1番目、入札については、私からお答えをいたします。

1点目の入札制度における新たな取り組みについてでございますが、請願採択後、議会では全員協議会を通して報告がなされ、議長から町に回答がございました。その中で、全く改善がされないまま業者へ報告することは、議会採決をあまりにも軽視した対応と受けとめるとの記載がありました。町としましては、議会採択を重く受けとめておりますが、町が取り組める入札制度の改革は、何が考えられるのか、透明性のある制度を確保するためにはどうすればいいのかなどを、町として真剣に議論をした結果として、前回の内容で報告をしたということでございます。

確かに、今後における新たな取り組みの研究材料として、総合評価方式、JV方式等の採用を上げられますが、これらに関しましても、過去、何度も答弁してまいりましたとおり、町で行う場合、総合評価では対象とする業者数や、評価する基準等を検討すると落札者が特定の業者に偏ってしまう可能性は否めませんし、JVに関しては、対象とする工事の必要性を、どのように設定するか、さらには参加する業者や、組み合わせ数の問題を検討すると、採用は非常に厳しいと考えております。現在、町では、請願の処理及び結果に対する報告の中に記載しましたとおり、平成25年4月から新たな取り組みとして、所属する等級ごとの業者数に差があることで、結果として入札に参加する機会に偏りが生じている状態を緩和すべく、工事発注標準を一部見直しております。

具体的には、土木一式C級とB級、電気設備B級とA級、管工事B級とA級で、試行的に混合入札を行っておりますが、これは特定のランクにおける所属業者数と年間発注本数のバランスが偏っているため、ほかのランクからすると、そもそも入札に参加する機会において不公平感が生じている状態となっておりますので、その部分を緩和すべく、取り組んでいるというものでございます。さらには、この間に国交省が発表いたしました、平成25年度公共工事設計労務単価の改正に伴う特例措置にも、いち早く対応し、町の指名業者に、その旨を通知して、適切な対応を図っております。

これは、平成24年度労務単価と比較した場合、全国全職種の単純平均で15.1%も労務単価が上昇するにもかかわらず、4月時点では、まだ、単価の改正が行われていないため、先行して積算を行った工事案件については、旧単価で入札が行われてしまうのですが、それをそのままにしておくのではなく、その後の発注者と受注者の協議により、適切に変更契約を行うことで救済するといった特例措置であり、既に複数の案件で対応済みでございます。町としましては、現在、取り組める最善の策として、予定価格及び最低制限価格の事前公表を軸とし、そのほかに改善できるものがないか、また、よりよい入札制度にするためには、どのような方法があるかを引き続き研究することとしております。ご理解をいただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、2点目の入札参加案内の通知方法における地元業者に対する配慮不足について、お答えをいたします。議員からは、公共工事の入札会参加案内の通知方法も、京都府のやり方とかなりの差があり、配慮に欠けている部分は、改善を早期にすべきとご指摘がありましたが、京都府と町の入札会参加方法の違いにつきまして、入札方法別にご説明をさせていただきます。

入札方法には大きく分けて二つあり、一つは指名競争入札、そして、もう一つが一般競争入札でございます。前者は、発注者が特定の業者を指名することで、参加業者が決定するというものであり、指名された側は辞退をしない限り、そのまま入札会に臨むこととなります。これに対し後者では、業者自身が入札公告を確認し、参加できるか否かの判断を含めて、業者自身に、その決定が委ねられているものでございます。もちろん参加申し込みをした後に、その業者に参加資格がなければ、発注者は参加を認めることはありませんので、その確認は、しっかりとした対応が求められることとなります。

京都府では、電子入札を採用されておりますので、指名競争を行う場合には、電子メールで個別に指名通知がなされます。指名された業者は、そのメールを確認することで、自身が、どの案件で指名されたかを確認することができるというものでございます。これに対して、町で指名を行う場合には、直接電話をかけるか、ファクスで指名通知を行うことで、役場まで指名通知書を取りに来ていただくこととしております。これにより、指名された業者は、その書面をもって、自身が、どの案件で指名されたかを確認することができるというものでございます。

なお、補足でございますが、お知らせしたにもかかわらず、なかなか取りにきていただけない指名業者には、担当課から改めて電話を入れる等の対応をしており、漏れがないように丁寧に対応しているということでございます。

続いて、一般競争で入札を行う場合ですが、現在、京都府も町も条件つき一般競争で執行しているのがほとんどであり、参加されるに当たり、さまざまな条件が付されることとなりますが、町では、その条件に格付を充てておりますので、いわゆるランク別に参加者が集う入札会となっております。京都府では、条件つき一般競争入札に関して、ホームページ上の入札情報公開システムで入札公告を一般公開しておりますので、誰でも、いつでも対象案件を確認することが可能な状態となっており、参加しようとする業者は、自身の判断で、その内容を1件、1件確認して、期限内に参加申し込みをするといった手順となっております。

なお、入札情報公開システムの更新は随時であり、決まった日時に更新されるわけでもなく、また、その更新されるたびに個別に業者宛てにお知らせをするようなこともありませんので、参加しようとする業者は、毎日、入札情報公開システムを確認する必要がある、まさに文字どおり、参加しようとする業者自身の判断に委ねられている状態となっております。これに対して、町で一般競争入札を行う場合には、ホームページ上で入札公告を一般公開しておりますので、誰でも、いつでも対象案件を確認することが可能な状態としており、参加しようとする業者は自身の判断で確認をしていただくこととなりますので、ここまでは京都府と、ほぼ同じ手順となっております。しかし、町では、毎日ホームページを確認していただくことは業者の負担になると判断し、入札公告を掲載する前日、もしくは当日に対象となる業者全社に対し、必ずファクスでお知らせすることとしており、各業者は、そのファクスを読んで、自身の判断でホームページを確認し、対象となる案件をピックアップしていただいて、期限内に参加申し込みをしていただくという流

れになっております。お知らせするファクスの内容についてですが、重要なのは、次回の入札会に関する公告を掲載していることを周知することであり、当然ながら一つの業者であっても、対象となる業種が複数案件存在することも想定されますので、個別の業者に対して対象条件の詳細について周知をすることは行っておりません。各業者は、次回の入札会に関して、ホームページで掲載があり、自社は、その対象となっている、そのことをファクスで確認していただいた後、自身の判断で、ホームページから、それらの対象案件を選択していただくこととなります。入札公告をきちんとご確認いただければ工事名、対象ランク、参加に必要な諸条件は全て漏れなく記載しておりますので、特に問題になることはないと考えております。今回、議員からは、京都府のやり方とかなり差があり、配慮に欠けているとご指摘がありましたが、今までのご説明を聞いていただき、ご理解をいただけたと思います。

なお、今後の対応としましては、さらなる改善ができる内容で検討を進めているものの一つに、ホームページで掲載している入札公告で、より詳細なデータを表示することが上げられます。現在、入札公告の中身を確認していただくためには、一つ一つの公告を開いて、自身の判断で対象案件を選択していただくこととしていますが、その前段階で、対象工事名や対象ランクの記載ができれば、今以上にわかりやすいホームページになるものと考えております。今後も今以上にできることはないか、研究を進めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 続きまして、2点目の情報発信とKYTについては、私からお答えいたします。

1点目の現在の有線テレビ事業の加入状況ですが、平成25年8月末現在、総世帯数9,150世帯のうち、7,866世帯にご加入をいただいております。与謝野町全体で約86%の加入率でございます。また、昨年一年間の新規加入件数は92件でしたが、今年度は、8月末現在で、既に76件の新規加入をいただいております。町といたしましては、今後も全世帯加入を目標に、引き続き加入促進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の各家庭に配布されているFM告知端末機についてお答えいたします。まず、定期的なメンテナンスですが、これは特に必要はないと考えております。現在、各家庭に設置されているFM告知端末機は、FMラジオと同じような単純な構造の機器であり、経年劣化や故障頻度が少なく、長く使っていただける機器と認識をしております。また、雷などにより、故障や不都合が発生した場合は、加入者の方や電気店からの申告により、機器の交換で対応をさせていただいております。なお、メンテナンス費用でございますが、正式に見積もりをしたことはございませんが、約8,000件への訪問作業となりますので、非常に多額の経費がかかるのではないかと推測いたします。

次に、各家庭ではコンセントを外しておられる方が多くあると聞いているがとの質問にお答えいたします。議員ご指摘のように災害時など、緊急時に放送が聞こえないのでは、無用の長物となってしまいます。毎年、加入者の方には全員にFM告知機の電池交換等の案内を発送させていただいておりますので、今後、機器の動作確認の方法などとあわせ、音声告知機の必要性についてもしっかりと広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、返信機能のある受信機の配布についてのご質問にお答えいたします。視察先で見られて、返信機能のある受信機は大変すばらしいものであるというふうに思いますが、そのシステムは、

特定小電力無線を利用した無線システムで運用されており、残念ながら、現在の与謝野町のシステムでは、その受信機は使用できません。使用するには、今の光ファイバーシステムを根本から作り直す必要があることから、利用は困難だと思われまます。しかしながら、別のツールではありますが、町では、福祉課を窓口、合併時からひとり暮らしの高齢者等に対して、緊急発信装置付電話設置事業に取り組んでおり、現在81世帯でご利用をいただいております。これは、宅内の電話機に緊急発信装置を取りつけ、もしもの際に緊急連絡できるもので、その機器設置等にかかる費用については、町が負担しております。

また、その他にも最近ではインターネットを利用し、町外から映像で安否が確認できるシステム等もいろいろと開発されておりますので、今後も安心・安全対策として活用できるシステムの研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後のご質問、取材スタッフの服装についてのご提案ですが、時と場所、場合に応じた方法、態度、服装等の使い分けにつきましては、当然、配慮すべきだと認識しております。今回のご指摘を受けて、TPOにふさわしい服装について、関係者で検討してまいりたいというふうに思います。また、これに関連し、ユニフォームの着用のご提案ですが、取材内容によっては町民の皆さんにも、見てすぐKYTの取材とわかり、親近感も沸き、イメージアップや宣伝につながるものとも思いますので、検討をしてみたいというふうに思っております。

今現在でも、既にスタジオでの放送につきましては、一定の決まったジャケットを着て放送しておりますし、また、外へ出ますときにも、それぞれその場の対応に応じて、やはり山へ登らなきゃならないようなときには、それにふさわしい服装、それと必ず腕章をつけておりますので、識別等はできるものではないかというふうに思っておりますが、今、ご提案いただきましたので、それらを参考にさせていただきながら、町民の皆様へ愛され、親しまれ、役に立つCATVとして未永くご視聴いただきたいというふうに考えておりますので、今後とも一層のご支援をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、入札についてでございますが、1点目の新たな取り組み等についての件でございます。この件につきましては、もう先ほども申しましたが、平成23年11月に提出されておまして、もう約2年以上も協議を、委員会でも、私はもともと総務ですし、現在も総務なんで、ずっと委員会で協議をさせていただいて、また、勉強もさせていただいております。

そういった中で、やはりこういった請願が出るということは、行政側がベターである。また、業者のためでもあるという言い分はわかるわけですが、業者側がやっぱり納得いかない部分については、こうやって請願が出てくる、それについて、できるかできないかを協議する中で、前も言いましたが、変えようという姿勢を少しでも持っていただかんと、今の状態が一番ベターなんだという思いの中で、皆さんが集まっていたら協議していただいても、何ら進展はないということは、常に言わせていただきました。

そういった中で、委員会では、担当課長にも来ていただいて、また、担当者の方も来ていただきながら、何とか試験的でもええので新たな取り組みなんかはできひんדרောうかというようなこ

ともお願い、確認をさせていただきました。そういった中で、担当者の方、また、課長も、できる限り努力をし、協議をしていきたいというような答弁をいただいたというふうに思っております。

そういった中で、議長のほうから全協の報告がいつから約3カ月、3カ月間の間に、そういった協議が何回ぐらいなされたのか、その辺について、まず、お聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 前回の6月の議会でしたか、そのときは手持ちデータがありまして回数を申し上げたかと思うんですが、きょうはこの場に持ってきておりませんので、また後ほど申し上げたいと思いますが、この問題につきましては、平成24年8月に、まず町内業者の方から要望書をいただき、さらに同年9月にも要望書を、また違う団体といいますか、違う機会に要望書をいただいております。

したがって、平成24年8月、9月と続けて2回もの要望をいただいておりますし、そして、今回の請願ということで、町のほうでは大変重く受けとめて、この間、この請願内容に対する対応につきましては、何回も何回も検討を深めてきたつもりでございます。

今、議員が言われましたように、最初から現在の町の方式がいいという前提で検討はもちろんしておりません。請願なり要望が、これだけ出ているという中で、例えば、この方法を改めた場合はどうなるかというようなシミュレーションも考えて、そして、何回も何回も検討をして、先ほど議員がおっしゃってましたような回答をさせていただいたものでございます。

繰り返しになりますけれども、不正行為が働かない透明かつ公正な入札制度を実現するためには、現在の方法が必要であるという結論に達したわけでございます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 私、この件については、もう新たな取り組みが、こういうことを予定してますよという報告を受けたら簡単に終わろうと思っておりましたが、この最低制限価格の事前公表ということが請願内容の一つの柱です。

それと、最低制限価格の見直しというのがもう一つの柱です。先ほど何ら改善がないとおっしゃったが、こういうことも協議してきたという内容については、最低制限価格については何も触れておられないですね。

そういった中で、1回ぐらいそういった事前公表をない入札を試みるとか、そういった新たな取り組みを試験的でもいいのでやってほしいというのが6月です、ことしの。ことしの6月に全員協議会のほうに委員長として報告をさせていただきました。そういった中で、議長のほうからそういった意見がありますという報告をさせていただいております。

その後、どんな協議がされたのかということをお聞きしとるわけですが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員からは、ことしの6月に議長のほうから検討結果の報告についてという報告をいただいております。

その中で、今、議員から、ご披露がありましたように、試行的に何らかの改善や取り組みを実施することをお願いしたいという記述がございます。ことしの6月以降、どういった、今、申し上げたことに対して、どういった検討がなされたのかということですが、さっき申し上げました

ように、ちょっと今、手元に、この間の指名委員会の状況を資料として持ってきておりませんが、具体的には申し上げられませんが、6月以降ということに限って言いますと、何らかの改善の取り組みということについての検討はあまりされていないというふうに思います。それまでに検討を出した問題でありますので。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） この最低制限価格については、委員会の中でも、また全協の中でも賛否、いろいろな意見も出ております。もちろん出ております。そういった中で議会が、この請願書を採択した、その重みというのは、何も議会が偉いとか、そういう問題ではないです。町民の訴えを聞くべきであろうという判断を議員がしたと、私は認識しております。

そういった中で、何度も行政側からは回答をいただいたけども、それでは納得ができないという委員会を、議会側は重ねた中で、全員協議会で結論を出して、再度考え直してほしいというお願いをしておるつもりでございます。そういった中で担当課長、また担当者の方には、新たな取り組みも、どうか検討してほしいということも強くお願いをしております。

そういった中で、先ほども言いましたが、そういったところが変えようという姿勢の中で話し合っていておるのかなという疑問に至るわけでございます。ぜひ、緊急にでも結構ですし、議長から報告をしていただいてから、もう3カ月たっております。この請願が出てからは、もう2年たちます。その間にも要望も出ております。やはり業者の方が不満を抱かれとるという事実について、やはり行政のほうも考えていただかなければいけないのかなと、ぜひ、検討をお願いします。

また、2点目の入札方法でございますが、もちろん京都府は電子入札、当町は、また違うやり方ということも承知しておりますし、1回目の質問の中でも電子入札なので、全く同じ状況ではないということは説明をさせていただいております。ただ、私が言いたい部分につきましては、件名の横に対象業種を書くことが大変なのかどうか。そのわずか3文字、4文字の文字を加えることが、私は1回目の質問の中でも言いました、確認をしない業者が、基本的には落ち度といえれば落ち度なんですよということは業者の方にも説明はさせていただきました。

しかし、親切です。ちょっとした親切で、これは対象なのか、対象じゃないのか。そういった判断ができることを、難しいことをやってくださいというお願いはしておりません。登録業者の中には、もちろん土木、水道、全ての業種において登録されとる方もおられれば、例えば水道だけだとか、電気だけだとかという方もおられると思います。

そういった人が全部の事業を確認しないと、自分が対象かどうか分からないというのではなく、ほんの1行、1行というよりも数文字です。数文字を加えていただく、そういった親切が、行政ができる配慮という部分になるのではないかと思います。非常に何か難しいような答弁でございましたが、検討はしていただくということでしたけども、再度お願いができないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 1点目のご質問ですが、なかなか議員のおっしゃることも、もちろんわかりますが、私が最初の答弁で申し上げましたように、町のほうから回答を申し上げますのは、この間、繰り返し繰り返し検討をした結果、真剣に町として何ができるのか、業者の方の思いも考えなが

ら、それから、発注者としての町の立場も考慮しながら、真剣に何回も何回も何回も何回も検討した結果、申し上げた回答でございますので、確かに6月の月上旬に議長名で、そういった文書はいただいておりますが、それを受けまして、一応、検討は行っておりますが、基本的なスタンス方針は、やはり従来からの考えでいこうという思いでございます。

それから、2点目の入札参加案内の件ですが、先ほど指名競争入札と条件付きの一般競争入札に分けて詳細にご説明をさせていただきました。それでご理解をいただけたと思っておりますが、例えば指名競争入札を行う場合には、町のほうは必ず事前に電話をかけるか、ファクスで、まず一遍、お知らせをする。お知らせをするということは、近に行われる入札にお宅の業者、お宅が指名をされてますということで電話をするわけで、受け取ったほうは、その理解は当然していただけるわけですが、それを受けて、業者の方は役場に指名通知を取りにきていただきます。そういう中で、お電話やファクスをして、ご連絡してるにもかかわらず、取りにきていただけない業者については、改めて電話を役場のほうからしたりして、漏れがないように、ある意味、京都府よりも丁寧に対応をさせていただいております。

それから、わずか3文字というお話がありましたけども、先ほど答弁の中で申し上げましたように、ホームページで掲載しております入札公告で、もう少し詳細なデータを表示することができないのかどうか、これは、現在でしたら、入札公告の中身を確認するためには、一つ一つ入札案件1件、1件の公告を開いて、そして、対象案件を選択していただくということになりますけども、その前の段階で、そういった手間をかけることなく確認ができるように、改善が図られないか、それは具体的にできるであろう改善策の一つとして、現在、検討をしておるということでもあります。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 2点目の改善につきましては、ぜひとも進めていただきたいと、これは、私が言わずしても何の件だということはわかっていただいております。そういった中で、平等に、まず入札ができるということを常に担当課もおっしゃっておられます。そういった中で、やはり工事名だけではわかりにくいという苦情があるというのは事実ですので、改善をしていただきたいと思っております。

それと、一つ目の件でございますが、検討を重ねた結果だからスタンスは変えないということでございますが、うちの委員会も検討を重ねました。その後も重ねてきております。なおかつ、今も勉強させていただいております。何か私の求めている答えと違う方向に、もうこれはいろいろと話し合ったんだから変えませんよという宣言を受けとるみたいな気持ちでございます。議会の委員会も真剣に協議をして問題に取り組んでおります。何も行政だけが真剣に考えていただいているわけではなく、我々議員も町民の立場になって、こうあるべきではないかなということが一番の念頭に置いて、協議をし結論を出してっております。その結論が6月に出されております。その後の協議をなされずに、今までの協議がこうだからスタンスを変えない、全く納得が、私はいきません。せめて再度、協議を進め、担当課の意見も聞きながらというような答えが返ってくるのかなと思っておりましたが、全く返ってきません。その辺について、もう1回お願いします。

議 長（赤松孝一） 副町長。

副町長（堀口卓也） 繰り返しになるかもしれませんが、議員が言われますように、確かに本年の6月7日付で議長から町長宛てに請願の処理及び結果に係る検討結果の報告についてという文書をいただいております。

議会の意向を尊重していただき、行政における入札制度の見直し等、ご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げますという文書をいただいております。当然のことながら、町長宛てにこういった文書をいただいておりますので、その後の指名委員会で、こういった議長からの通知があったと、報告があったということで、これをどういうふうにかえるかという検討は進めております。

ただ、その中で毎回、毎回、指名委員会の内容については、最終的に町長のほうにも報告をして、考え方の了解をいただいておりますが、その中では従来の方式でいこうということで了解、確認をしているということで、決して議会のほうからの報告について軽んじて扱っておるとかいうことは決してございません。重たく受けとめておりますし、先ほど申し上げましたように、2回にわたって業界からは要望を受けておる事柄でもありますので、町としては、できることは、これまでから、今後も検討を進めていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） この件で委員会を開いたときに、担当課長のほうからは議事録もつけていただければありがたいというようなお言葉もいただいて、恐らく議事録もつけさせていただいておると思っています。そういうった中で、ぜひとも、なぜこういうものが出て、また、その後も要望が上がってくるのかという部分も受けとめていただきながら、今後の協議をしていただき、新たな取り組みについて、また考えていただければと思います。

次に、情報のほうに入りますが、加入状況が86%、100%を目指して頑張っていたという中で、ことしの加入率を見ますと、非常に、本当に頑張っていたというのと、またテレビを楽しみにしておられる方が、ふだんお話をする方の話を聞いておると、ふえてきたなというふうに感じております。ぜひとも、この勢いで100%を目指して、よろしくお願いしたいと思います。

メンテナンスについては、必要ではないということでございました。そういった中で、午前中の伊藤議員の質問の中で、防災訓練は、やはり町のほうが主導権を、ある程度は示さなあかん部分もあるのではないかということ述べられました。私も全く同じでございます。委員会では、そういったお話も担当課長にはさせていただきます。

そういった中で、こういった、コンセンートを抜いておられるようなところを確認するとか、してくださいよというお願いをすることぐらいは、行政の何も負担はかからない、また、そういうときの災害意識の中で、確認ができるのではないかなというふうに感じますが、そういったことも進めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 本来、そうしたコンセンートを抜く等は通常考えられないことなんですけど、現実、そういうところがあるということでございます。それらの啓発も含めまして、まだまだほかの件につきましても、住民の方々にお知らせをしなければならないことがあります。

なかなか、地域の方にお願ひしてということになりましたが、非常に難しい点があるので、や

はり自分の命を守るための一つの大きなツールであるということ、やはり理解していただく意味でも、それらを含めた啓発に町報等でも再度、努めてまいりたいというふうに思います。それと、今回新たに出ました特別警報等の中身につきましても、もう少し町民の方にもきちっと受けとめて、知っていただきたいとしますので、防災について、やり過ぎということはないと思いますので、常にそういうことに心がけていきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひ進めていっていただきたいとします。また、和気町の端末と、うちの端末、光ファイバーのほうも、かなりいらっていかんなんということで、私の勉強不足もございましたが、先ほど1回目の質問でも言いましたが、やはり災害の避難時に一番重要になってくる部分というのは連絡体制だと思います。2年以上たった今でも、いろんな災害に関する、地震に関する番組も、いまだにやっております。

そういった中で、私が一番、いろんな悲しい話があるわけですが、一番印象に残っているのが、役場の職員さんが警報を出し続けて、逃げおくれて亡くなったというような話、そういった中で、なぜそういう事態が起きたのかなと振り返ると、やはり確認がとれていなかったのかなと、その亡くなられた方は、一生懸命町民の方に伝えることだけを頑張ってやられて、最後には命を亡くされたわけですが、そういった確認がとれるということは、本当に避難をするときに一番重要な部分になってくるのではないかなと。

また、津波で亡くなられた方も、一旦は逃げたけども、逃げおくれた人を助けに行って亡くなられたという方も大勢おられます。そういった中で、この例に挙げさせていただいた和気町の端末には、避難をしましたという報告ができたり、また、私は一人で避難ができないので、誰か助けに来てくださいという報告ができたり、それを役場のコンピュータで全て確認ができる。そういったシステムになっているということです。

そういった二次災害、三次災害がより防げるには、やはり連絡体制の強化が必要ではないかなと、先ほども言いましたが、いざというときにはマニュアルどおりに物事は運ばないということが当たり前だと思います。そういった中で、こういった、いろいろな、電話もしていただいておりますが、電話線が切れればどうなのかとか、そういった心配もございまして。そういった中で、町民が安心して生活できる環境づくりの中で、こういった防災対策も考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと最後にKYTのユニフォームでございまして、いろんな過酷な状況での取材も当然あることは理解しております。しかしながら、せっかくこうやって町民の皆さんになじんでいただいたテレビが、また、KYTの人が来とるでって一目でわかるような、例えばポロシャツなりTシャツなりでも結構だと思います。そういった服装で来ていただければ、もっと親しんでいただける、それがPRにつながり、加入率が86%から100%になっていくのではないかなというふうに感じますので、ぜひともユニフォーム等のご検討もいただき、地域の情報番組として、より充実を図っていただければと思いますので、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

40分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時30分）

(再開 午後 2時40分)

議長 (赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番 (山添藤真) 9月定例会における私の一般質問を行いたいと思います。

私は、2件のことについて通告をしております。まず、第1件目についてですけれども、平成25年4月に策定をされました与謝野町第2次行政改革大綱には、平成26年度以降の形式的収支の赤字が見込まれ、平成28年度には普通交付税が一本算定へ段階的に縮減されていくことから、当町の財政運営は危機的なものになることがうたわれております。この難局を乗り切るために、与謝野町の第2次行政改革大綱実施計画では、財政の健全化、資産の有効活用、事務事業の見直し、効率的、効果的な組織運営と職員数などの適正化、自助、共助の促進、住民参画のまちづくりと、行政サービスの向上、以上の4点が主な取り組みとして示されております。

より細かな内容を見てみますと、町有財産の有効活用、公共施設の統廃合、民間活力の導入、PDCAサイクルの導入、効果的、効率的な組織体制の構築や自助、共助の促進などの多くの具体策が示され、各年ごとの工程表が明記されてあります。

私は、かねてから当町のように自主財源に乏しく、交付税などの依存財源に頼らざるを得ない自治体がとるべき方策は、行政機能と予算規模の縮小だと考えてあり、本大綱は、かたい決意と不断の努力で実現と達成をしていかなければならないと思っております。一方で、こうした財政的な難局だからこそ、描くことのできる与謝野町の成長はないのだろうか。こうした財政的な難局とともに立ち上がる与謝野町の成長はないのだろうか、そう考えずにはおられません。

今回の一般質問においては、町長ご自身が行政改革大綱でうたわれた歳出削減や財政規律の堅持を実現して行かなければいけない状況下において、与謝野町の成長戦略をどのように描いておられるのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、第1点目が、与謝野町の成長戦略についてです。

第2点目が、当町が取り組むべき施策、事業についてです。

第3点目が、丹後地方全体として取り組むべきことについてです。

そして、第4点目に成長戦略を立ち上げていくときに、町民や民間企業に期待している取り組みについてです。

それでは、第2件目の通告に移ります。私は、平成22年9月の定例会以降、一般質問においてさまざまな提案を行ってまいりました。それらの提案は、全て、この当町にとって必要な施策であり、事業であると考えているからです。繰り返しになりますが、再度、提案を申し上げます。

第1点目は、まちづくり基本条例の制定についてです。この条例については、皆様もご存じのとおり、まちづくりを進めていく上で、基本的な考え方やルールを示すものです。この点については、前期、後期の総合計画、基本計画にも、その策定を検討すると明記されており、したがって、議論の性質といたしましては、制定するかしないかではなく、どのように制定していくのかというプロセスの話に移っているというふうに考えています。

住民に町政へのより一層の参画をお願いしていかなければいけない今、町全体で、それぞれの役割と協働のあり方、つまりまちづくり基本条例の制定について、議論をするときは来ているというふうに思っておりますので、この点についての見解をお伺いしたいと思っております。

第2点目の提案は、資材支給型公共工事事業の制度の導入についてです。この制度は、日常生活に密着した生活道路の舗装など、軽易な土木作業を住民みずからの手で実施する場合、自治体が作業に必要な資材を支給し、重機の燃料代などを支給するというものです。

一昨年度、24の自治区から上げられた区の要望は800件を超えていると言われております。そのうち側溝工事などの公共工事が500程度あり、その1割程度しか工事に着手できない状態でありました。今後のさらなる財政状況の難局を鑑みたときに、より一層の停滞が予測をされます。小規模な公共工事事業については、住民みずからが、その解決を目指せるような仕組みの導入が不可欠だと考えております。この点についても、再度ご見解をお伺いしたいというふうに思います。

第3点目は、地域おこし協力隊制度の活用についてです。この制度の活用については、これまた再三再四、提案をさせていただいております。制度の概要については、皆様ご存じだと思いますので、省略をさせていただきます。以上、2件について質問をいたします。答弁のほど、よろしくお願いたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員ご質問の1番目、与謝野町の成長戦略を問うについてお答えいたします。

まずは、答弁の前に、前段の与謝野町行政改革大綱の基本的な考え方について述べさせていただき、その後、ご質問にお答えいたします。

与謝野町行政改革大綱は、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とし、第2次の計画として策定いたしました。本計画の特徴は、基本方針に財政収支黒字化を最大の目標とするなど、4項目を定め、それらを実行するため実施計画を設けたことにあります。

議員ご指摘のとおり実施計画は4分類で構成しており、今までの行革は、削減といった考え方ばかりではなく、住民参画や行政サービスの向上などを取り入れている点が大きなポイントであるというふうに考えております。また、行政改革大綱が財政基盤の安定に資する計画であるのに対して、計画的な町政の推進を図る指針として与謝野町総合計画があり、こちらも、先ほどの行政改革大綱と同じ期間を計画期間として後期基本計画を定めておりますので、どちらも町の重要な計画、指針として、その目標達成に向け努力していかなければならないというふうに考えております。

そこでご質問の中身に入らせていただきますが、まず、1点目の当町の成長戦略についてと、2点目の当町が取り組むべき施策、事業については関連いたしますので、一括して答弁をさせていただきます。

今、申し上げましたとおり、総合計画の後期基本計画そのものが当町のまちづくりの道しるべであり、成長戦略であると認識いたしております。今回の後期基本計画は、取り組むべき施策、事業はもちろんのこと、全ての基本目標の中にベンチマークを設け、5年後のまちづくりを見据えた設定としているのが特徴でございます。したがって、目標値に少しでも近づいていくために各種施策を打ち出し、実行していくことが、それぞれの戦略であり、その取り組みを進めていくことにより当町の成長があるのではないかとこのように考えております。

次に、3点目の丹後地方として取り組むべきことについてでございますが、これにつきまして

は、丹後を構成します2市2町で丹後広域連携会議を組織しており、各市町の課題はもちろん、丹後地域協働で取り組む事業などについて、意見交換をはじめ事業の具現化に向けての検討、調整などもいたしているところでございます。

本年度も既に2回の会議を持ち、連携して進めなければならない低料金バスやKTRの利用促進など、公共交通の活性化についてや、丹後建国1300年記念事業などについて協議を行っているところであり、今後も、このような場を有効に活用して広域的な連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の町民や民間企業へ期待する取り組みについてでございますが、総合計画の各セクションには、パートナーシップで取り組む施策プログラムとして、自助、共助、商助で取り組むプランを明確にお示しをしております。また、第2次行政改革大綱の実施計画でも自助、共助、商助、公助の推進と住民参画の促進を進めることといたしており、このことがまちづくりの根幹であると考えております。

一例を挙げますと、特徴的なものとして、まちグルメの取り組みがございます。まちグルメの取り組みは、産業振興会議において与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念を具現化する取り組みとして、民間中心に考えられ実行されているものでございます。これは一例にすぎませんが、このように個人でできることは個人で、協力し合ってできることは協働で、民間でできることは民間でといった考え方を多くの町民にご理解いただき、全体として協働のまちづくりにつながるよう、お互いに努力をすることが、町の成長、発展のキーワードではないかというふうに考えております。

2番目の、これまで行ってきた提案についてお答えいたします。議員が、これまでご提案された中から、まちづくり基本条例の制定、資材支給型公共事業制度の導入、地域おこし協力隊制度の導入の3点について、その後の議論の進展についてお尋ねであろうかというふうに思います。

この3点のご質問は、昨年の12月定例会一般質問で議員からもあったものですが、そのときにお答えしました内容と考え方は変わっておりませんし、特段の進展は現在のところございません。現在の状況について若干ご説明をさせていただきますと、まちづくり基本条例の制定については総合計画、おっしゃったように後期基本計画の協働で進めるまちづくりの第6章に、まちづくり基本条例（仮称）の制定などの仕組みを検討しますと位置づけております。このことにつきましては、杉上議員、今田議員からも一般質問をお受けした経過があり、条例制定の必要性や、また、その時期にきているのではないかというご意見をいただいておりますが、自治の理念や原則、町民の権利など、住民に深くかかわる基本的なことを制定しようというものでございますので、住民の皆さんの理解を得ながら進めていくことが最も重要であろうかというふうに考えております。したがって、まちづくり基本条例の制定プロセスをどう取り組んでいくのか、そのところを考えている段階でございます。

次に、資材支給型公共事業制度の導入については、当町でも資材を支給し、地元関係者で維持管理や修繕等をしていただくなど、経済的負担の軽減と自助、共助の推進の一環として、もう既に取り組んでいただいておりますので、改めて制度を導入する必要性は特に感じておりません。高齢化の進展など、地域の状況を勘案しながら、身近な形で柔軟に、そのような仕組みが活用できるよう配慮してまいりたいというふうに考えております。

次に、地域おこし協力隊制度の導入については、現在、当町が取り組んでおります命の里事業や京都Xキャンプ事業、新規就農者支援事業や大学との連携事業など、数多くの事業を行っているところであり、このような受け入れ母体となる地元や団体等のご意向に沿った事業制度を導入することが何より大切だというふうに考えておりますので、特に協力隊制度にこだわる必要はないのではないかというふうに考えております。

以上で、山添議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ご答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の与謝野町の成長戦略についてでありますけれども、先ほどの答弁の内容を聞いておりますと、総合計画自体が成長戦略であるというようなご答弁でありました。この総合計画といいましても、非常に多岐にわたっております。その内容全てが与謝野町の成長につながるというふうには、果たして言えないのではないかとこのように思う節もございます。

つまり、やはり成長といいますと、さまざまな成長の仕方であったりとか、種類があるかと思っておりますけれども、この場合、私が主に申し上げたいのは、地域経済の成長という分野です。この地域経済をいかに発展的に成長させていくかというような観点から、町長が今現在、力を入れていきたい、あるいは入れていらっしゃる部分、分野というのは何になるでしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） この総合計画そのものは、住民の皆さんと行政が力を合わせてつくってきたものでございます。その理念に基づいて、後期の計画を掲げております。ですから、ここに上がっているものについては、どれ一つ、これは成長戦略のためのものではないとは言えない。やはりこれ一つ、全部思いがこもった、言葉の一つ一つにまで審議会等で検討された内容でございますので、やはりそれを何らかの方法で形にしていく、それが、私に課せられた今の責務だということふうに思っておりますし、そのためには1年ごとに、じゃあことしは、これに力を入れていこう、来年は、これに力を入れていこうということになってまいります。

産業面で、経済面で今、特に町長はということですが、皆さんの思いの中には、もちろん従来からあります織物や農業、それぞれの立場で毎年、毎年新しい試みが出てきておりますし、それらは進んできております。その中でも、特に、ことしは、今までの一般質問でもあったかと思っておりますけれども、この地域を海の京都ということで、府も一緒になって、この地域を盛り上げていこう、活性化につなげていこうということで、道路網の整備や、あるいは港湾の整備、それらも含めて観光地としての、人に来ていただけるような、そういう地域を、拠点を決めて、この地域の活性化を図っていこうという、そういう大筋が見えております。

そうした中で、私自身のマニフェストにも掲げておりましたが、あのちりめん街道の活性化というのは、一つの大きな、この地域の力になるというふうに思っておりますので、ことし、来年、まだ、北の京都のその、海の京都は続きますけれども、やはりその道筋を、やはりこの1年でつくっていききたいと、そのために今、いろいろと地域の方、あるいは商工会、観光協会等も一緒になって、この地域を盛り上げようという、そういう動きが、やはり府からの後押しで出てまいっておりますので、それら非常に与謝野町、観光面で弱かった町ですけれども、これを一つの契機に、きっかけに、それらの面でも宝がいっぱいありますので、一つそうしたものを情報

発信していける地域の拠点として、その活性化に、特に産業面でいいますと、今の時代の、この流れの中で、今、取り組まなければならないことではないかなと思っております。

それについて、徐々にではありますけれども、そうした機運が盛り上がってきておりますので、町が前へ出て旗を振るのではなくて、その方たちが前へ進めるような、町としては黒子に徹した格好でサポートをしていきたいという思いでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいまご答弁いただいたように、ことしは京都府からの後押しもあり、海の京都構想ということで、与謝野町にもちりめん街道に光が当たり、それぞれの立場で、いろんな方々が、この計画、あるいはこの構想にかかわってこられているというふうには思っておりますし、その機運については、本当に高まりを見せつつあるのかなというふうには思っております。

この観光面での産業の、観光という産業の育成という面では、当町、先ほど町長がおっしゃられたように、おくれをとっていた、けれども、これから、この海の京都構想をきっかけにして、徐々に発展的なものにしていきたいというようなご答弁だったのではないかなというふうに思います。

一方で、前回、私は外貨の獲得をやっていくべきだと、地域外貨の財を獲得していくことによって、地域内での経済の循環を図っていこう、促進をしていこうという提案をさせていただきました。その際に、町長からいただいた答弁では、3点あったかなというふうに思います。先ほどご答弁いただいた観光が、まず一つです。もう一つが農業、三つ目に織物業というふうに思います。この二つ、すなわち農業と織物業についての取り組み、あるいは業界に対しての思いというものを聞かせていただけますでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） なかなか一口では難しいかと思えますけれども、やはり地元の方たちが、自分たちがやろうという気持ちになっていただく、それをサポートしていく、そういった面では、農業についても非常に大きな光が見えてきているのではないかなというふうに思います。

もちろん、お米の種であります丹後コシヒカリの、そうしたおいしいお米の産地、特に京の豆っこ米ということで、豆っこ肥料を使った、そうしたものが認められ、その豆っこといいますか、豆そのものも与謝野町産が府内で一番大きな産地になりました。

そういう意味では、今まで大豆そのものがとれなかったものが、今はいろいろと地元の方の研究やら府の協力を得る中で、いい豆ができて、それによっていい豆腐ができて、それによって、また、いいおからや肥料ができてという、本当に、そういう意味では広がり広がりつつある、そこから、また、作物、今度は野菜等の、そういうものが広がっていくということですし、そうした意味で町が肥料の、そうした、つくることに大きくかわりながら、やらせていただいているということは、それは一つ大きな力になっているのではないかなと思えますし、それから技術的な面ではそうですし、幸いなことに、やっぱり理解ある農家の方たちが、後継者のことを、やはり一番心配しておられまして、外から来る、そういう若い後継者の方を育て、そして独立していける、そういう受け入れもされております。

せんだっては、今度は「e一案山子」といいますか、三重大大学の先生方や、それから八代目儀兵衛さんというお米屋さん、京都の間屋さんですけれども、そこは本当に京都でも祇園のところ

で、各種いろいろなお米をつくって、安心・安全なお米を、おいしいお米をしておられますけれども、この与謝野町に目をつけて、土地を確保して、そこで米づくりを、職員まで置いて、社員まで置いてやっておられるところですけども、三重大学の先生や、あるいは立命館の先生ということで、要するにITを使った形で田畑の管理、気温の状況等のデータを集めて、それを生かしていこうという、そうした新しい試みもできてきておりますので、本当に、そういう意味では、農業も大変厳しい状況ですけども、与謝野町の農業は、やはりそういった意味で、まだまだ頑張っていけるのではないかと、それにはやはり人が、若い人たちが後を継いでくれる、また、そうした皆さんが協力し合って、組織をつくって頑張っていただけというふうなところで、町はお手伝いのできるのではないかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいま町長には、農業分野についてのご見解と、ある意味、与謝野町の農業分野については、光が見えてきたというようなお話をいただきました。私も農業については、町長と同見解であります。

一方で織物業ですね、織物業についての見解はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 私自身、織物業にも農業にも全然かかわったことがないんで、なかなか今の現状がどうなっているかというのは、正確にはわかりませんが、やはりこの丹後というのは、やはりちりめん代表される織物業の中心でしたし、今、本当に生産量が少ないとは言いながらも、全国では、やはり有数の産地だというふうに思っております。

せんだって、女性町長サミットがありました。我々はいつも見てます、いろいろなシルクの製品については、見なれているせいか、あまりそのことに思いがなかなかいけないんですけれども、よそから来られた町長方は、やはりそのシルク、織物等について非常に関心を寄せられて、行く先々で、ちりめん街道の中の佐々木さんのお宅のショールだなんだ、それからまた歴史、ちりめんの歴史館の中でも、スカーフなんか大量に買われたり、着物の反物まで買われたりということで、やっぱり美しいもの、そうした非日常的なものに接することによって、やはり女性は、そうしたものに購買力を誘発されるというか、そういうものがあるんだなど、日常的に見ているものについてはあまりですけども、そういう意味ではこれらも、やはり生かし方によって十分できるのではないかと思っております。

そういった意味では、若い方たちが一定のグループを組んで、業種を離れて、この地域からいろんなものを発信していこうという、そういう方がふえてきておりますので、そうした方々の力をかりながら、やはりこの与謝野町の織物業のよさ、あるいは製品づくり、デザイン力も含めて、今後は力を入れていく必要があると思いますし、そういう方々が、いろんなところへ出かけられて、この地域のよさを広めていただくについては、我々も応援していきたいなというふうに思っております。

これは一つ、ものになるかどうかはわかりませんが、ある方が、若い方ですけども、その方がやはり、全然縁もゆかりもないんですけど、ゆかりといえば親戚の方が、こちらにおられたというだけですけども、いろんなデザインだとか、絵を書いておられる方が、こちらへ移り住んで、その着物の素材を生かして、何か商品づくりをしたいというふうな方も、やはりおられるん

で、そうした方々の力をかりて、今あるものを新たにリニューアルして、この織物の町から発信していけるような力になればいいなというふうに思っておりますけれども、それらについても、ご本人がどこまでやろうというお気持ちになられるか、それらについて我々も、どこまで応援していけるのか、それは個人ではなしに全体で応援していくような体制づくりを、まず、することが大事ななというふうに思っております。

具体的なことには、なかなかならないかと思っておりますけれども、やはりアンテナをいろいろと張って、そうした新しい動きについては、いち早く取り入れて応援をしていくような形がとればいいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ただいまは、織物業界に対するご見解をお伺いしたわけですが、今、私は与謝野町の成長戦略をどのように描いていくのかというようなお話というか、質問をさせていただいております。

この成長戦略を描くに当たって、先ほど町長に答弁いただいた三つの分野というのは、非常に大切な役割を果たしていただく分野なのかなというふうに思っております。その中で、観光と農業については、ある一定の、まだまだなのかもしれませんが、一定の光というようなものは見えてきたというふうに思うんですけれども、一方で織物業ですよね、織物業の衰退というのは、改めて、この平成23年度に行われました織物実態統計調査の報告書を見てみると、著しいものがあります。

例えば、今現在、約551の事業所が運営をされているそうですが、平成17年度と比較をすると884事業者から303事業者の減少、つまり37.7%の事業所が、平成17年度から比較をすると、営業を閉じているというような状況になっているというふうに、この報告書を読めばわかります。

この事業所の減少については、いろんな角度から、その原因であったりとかを分析することができるというふうに思うんですけれども、町長も合併されてから今まで、この与謝野町の首長であられた。この間の織物業者の減少というのを、どのように捉えていらっしゃるのか。どのような理由によって、この事業者たちは閉めてしまったのかという点について、ご見解をお伺いしたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一人一人、いろいろな理由があるでしょうけれども、まずは、やはり着物文化といえますか、着物そのものが、やはり非日常的なものになって、それに対する、やはり需要がなくなったというのが大きい原因だろうというふうに思います。そこへ持ってきまして、やはりシルクですから、特に着物あたりは高額であるし、着るのも簡単に着られないというふうなことで、着物そのものの需要というものが減ってきた、そのことが必然、そのほかにもいろんな理由があると思います。海外との関係も、いろいろとあると思いますけれども、まず日本の中で考えてみれば、そこが大きいんではなかろうかなと。

総合計画の中でも、なかなかこれらについて非常に、どういうんですか、発展的な答えというのは、もう農業も同じことだというふうに思いますけれども、やはり担い手といえますか、次を継ぐ人がいないということと。やはりそれぞれ農業にしても与謝野町でしかできないブランド化、

ですから、やはり織物業にしても、この与謝野町のブランド化という、そして、それを打って出る六次産業化といいますかね、そうしたことが非常に必要になってくるのではないかなというふうに思ってます。

それともう一つ忘れられているのが林業、やはりここの町は山があつて、川があつて、そして海へ流れて行くということで、林業については、やはり今後グローバルな、こういう非常に地球温暖化等も考えますと、また、この与謝野町自体で考えましても、やはり災害が山の手入れがきちっとできていないことによって災害が起こるということですから、この林業というのは決して見過ごしてはいけない大事な事業といいますか、だというふうに思ってます。それらを林業と農業、そして、この里での活動をどうつなげていくかというのは、これ大事なことはないかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいま織物業と、そして林業も大切だというふうにご見解を述べられました。この四つの分野ですか、というのをどのように、その与謝野町の成長につなげていくかという議論については、確かに、そういう行政が、どこまで立ち入ったらいいのか、あるいは民間にどのように頑張ってもらわないといけないのか、さまざまな角度から本当に議論を重ねていく中で、恐らく少し光が見えていくものではないかなというふうに思うんですけども、そこでちょっと諦めるわけにはいかないというふうに思うんですね。

先ほど言いました織物業の衰退というのは、やはり今後、丹後全体で考えていく、あるいは丹後全体で取り組みを進めていくことが必要な分野の一つなのではないかなというふうに思うんです。

よく勢旗議員が言われますけれども、例えば、今治であると、一つの市町村が一つの産地になっているから、例えばプロモーションをするにもしやすい、後継者を育成するにも施策が打ちやすいであったりとか、そういう背景があるというふうに教えていただいております。

与謝野町、あるいは京丹後、宮津、この丹後地方が一带となって織物業の、恐らく振興を取り組むことによって、ある程度の与謝野町の成長を描いていくことができるのではないかなというふうに思ったときに、どういったことができるんだろうと、どういったことを提案することができるんだろうと考えてみたところ、この総合特区制度という、特区制度が創設をされました。この総合特区制度というのは、読ませていただきますと、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策と選択と集中の観点を最大限に生かす、総合特区制度を創設するというふうにあります。

有名な例を申し上げますと、例えば「どぶろく特区」というのがあったりとかするんですけども、例えば、この特区制度を丹後全体で導入をしていく、導入の検討をしていくといったことであれば、行政もある一定程度の役割を果たすことができるのかなというふうに思ったりするんですけども、この丹後地域全体における総合特区制度の導入については、何かお考えはありますでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） お尋ねの中身が非常に広がって、細部わたってきましたので、ちょっと元へ戻りたいというふうに思いますけれども、町としましては総合計画が、やはり住民の方たちの思いやら、そして、それをどうプロセスを踏んでつなげていくかという、一応5年間の目標指針、それ

らが掲げられております。ですから、今を預かる私としては、それらに基づいて、その中から予算の許す範囲の中で、どういう形をつくっていくか、まず、足元を、この町の足元を、とりあえずしっかりとできる、そうした体力を温存できる、そうしたものをつくっていくことが、まずではないかなというふうに思っております。

いろいろと特区がある等々のお話も聞いておりますけれども、今、皆さんが目指そうとしているのは、やはりこの総合計画に書かれた内容が、書かれたまんまで終わるのではなしに、それを一つ一つ目標に向かって、おのおのの立場、分野で頑張っていこうという、そういうことです。それらを特に私自身は、それらの計画がきっちりと進んでいくように頑張りたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

- 1 0 番（山添藤真） 先ほど、一番最初に答弁いただいたように、この後期の総合計画自体が成長戦略であるというようにちょっと戻って、議論をしてみたいというふうに思うんですけども、この総合計画をもとに、あるいは総合計画に示された目標というものがありませんか。例えば織物業であれば30億円の白生地を売り続けると、それを平成29年度まで維持をしていくというような目標が掲げられているというふうに思うんですけども、例えば、この織物業に対して30億円という数字を維持していくために、一番、町長が必要だと思われることというのは何になるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確か、私、数字ちょっと覚えてはいませんけれども、今の現状で大体30億円だったというふうに思っております。ですから、最低これは守っていく、最低ここは踏ん張っていくということが、まず一つだというふうに思っております。その踏ん張りの中で、いろいろな新しい芽が出てくるんだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

- 1 0 番（山添藤真） この総合計画に書かれたことを遵守をしていくと、そのために必要なことをやっていくというようなご答弁なのかなというふうに思います。私、なぜ、この成長戦略が必要ではないかというような提案をさせていただいたかという、現状のままでは、やはり成長はないわけですね。

例えば、織物業なんかには、恐らくそうだと思います。先ほど、お示しましたように、平成17年度から平成23年度まで37%の事業所が閉めているといったような状況の中で、当初掲げた30億円という数字が、私は維持できるというふうには思いません。そういった中で、何を重点的に行政として支援していくのか。あるいは、どのような分野を重点的に見ていくのか、寄り添っていくのか、そういった明確なピンポイントな施策というのが、これから非常に必要な時代になってくるというふうに思います。これは織物業のことを私、今、申し上げましたけれども、農業分野にしてもそうですし、恐らく観光分野、林業にしても、そうだと思います。幅広い分野の中で何に投資をしていくべきなのか、何に政策的な裏打ちをしていくべきなのかといった選択と、やっぱり集中は必要なのではないかなと思うわけです。

こうした選択と集中ができてこそ、成長戦略というものは描けていくのかなというふうに思ったときに、果たして行政として何をすることができるのだろうか、民間と、どういうふうな協働を

することができるのだろう、本当に、これまで与謝野町の行政は、この取り組みに真剣になってきたのかなというふうに思っておりましたので、今回の、この成長戦略についての問いをさせていただきます。町長は、この総合計画に書かれたことを、やはり目標に掲げ、やっていかれるということなので、恐らくそれはいい方向性なんだろうというふうに思います。

次に、ちょっと質問をかえていきたいというふうに思うんですけども、私は今回3点について、再度の質問をさせていただいております。

一つは、まちづくりの基本条例の制定についてですけども、これは先ほどのご答弁にもありましたように、さまざまな議員の方々が提案をされております。そして、総合計画にしても、そうですけども、4月に策定をされました行革の大綱にも、このまちづくりの基本条例の制定についてはうたわれております。

しかし、その実施計画を見ますと、平成25年度から平成29年度、検討というふうにかかれてあるんですね。この検討をどういうふうに捉えることができるのか、どの段階でどのように住民と協働して、この条例の制定を目指していくのか、もう少し具体的な道筋だったり、ビジョンを掲げていただきたいなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、そういう必要性は必要だというふうには思いませんし、ですから、それをどのように今おっしゃったように、どのように、どういった時期にやっていくことがいいのか、それはまた、どういった形のものがあるのか、やはりそれを今後、一定の、そういった検討をしていく必要があるという意味で、今回、それについては、非常に住民の方たちの、なぜそういうものが必要なかということからの、きちっとした説明なり、理解をいただかなければ、つくったぐるめ非常に、ただ、つくったというだけに終わってしまうのではないかなというふうに思っています。

ですから、やはりそうしたものが必要だということについて、多くの方の理解を得る中で、住民の皆さんたちの、みずからの手でもにつくっていくという、そういう作業が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） このまちづくり基本条例の条例そのものも大切であろうかというふうに思うんですけども、その制定に至るまでのプロセスの中で、どれだけ多くの住民の方々、あるいは行政や議会との協働の中で作業が進められるかという点が恐らく、このまちづくり基本条例のもう一つのポイントなのかなというふうに思います。なので、先ほど町長がおっしゃられたように、時期を見て的確にいろんな人たちが、その会議に入れるように取り計らっていただければいいのかなというふうに思いますので、この条例の制定に向けた第一歩を喫緊に見れることを楽しみにしております。

次に、第2点目の、その資材支給型公共事業制度の導入についてですけども、この点については、既に与謝野町は導入をしていると伺いますか、取り組みを進めていらっしゃるというふうにご答弁されました。

例えば、この仕組みをあるいは、この取り組みを活用しようと思ったときに、どのようなプロセスで活用できるのかという点について、伺えますでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） それぞれの課におきまして、そうしたものに对应できる、そうした制度をといただきますか、きっちりと確立したというところには、なっていないかも知れませんが、特に除雪あたりの、そういう対応だとか、また、いろんなちょっとしたところを修繕するのに、地元で、そうした材料を持って行って、それで地元で直していただくとか、そういったことで、やはり役場に、区からなのか、そうした地域からいろんな要望が上がってくる中で、それに対応していると、それでも非常に対応できない部分も当然ありますので、地元では、どうしても無理だというふうなことがありますので、それらを仕分けしながら、形としては、そういうやり方で進めさせていただいております。

イノシシやシカのフェンスなども資材を提供して、そして、それを地元で張っていただくというふうなことでございます。ちょっと建設課の課長のほうからも申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、資材支給型事業の関係につきまして説明をさせていただきます。

今、ご紹介ございましたように、建設課のほうでは毎年度、地域からのご要望につきまして調査をさせていただいております。その中で、例えば今、生活道路としての里道を舗装したいだとか、そういった場合につきましては、生コンを支給をさせていただいて、地域の関係者の方でコンクリートを打ってもらうとか、そういった部分につきまして、資材の支給をさせていただいております。もちろん、これは関係者の方で私益を伴うことが出てきますので、そういったことで皆さんがやろうというふうなことになるならば、そういったことで資材を支給させていただいておるといのが実態でございます。

それから、先ほどありましたように、例えば鳥獣害のフェンスだとか、あるいは農地、水の関係で地元のほうの農業用水の関係を直されるだとか、そういったことにつきましては、また農林課のほうで、そういった元持ちをさせていただいて、地域のほうで、そういうふうな事業をしていただいておりますというのが今の実態でございます。

なかなか、例えば道路、議員がどこまでお考えかというふうなこともございますけれども、今、道路の関係につきましては、道路法という法律がございますので、その部分が、どのように活用させていただけるのか、あるいは、地域のほうがされるに当たって、構造的な問題も出てくるでしょうし、そういった関係もございまして、今、町道の部分につきましては、例えば24条申請と申し上げまして、道路管理者以外の事業者の方がしていくというふうな場合がございますけれども、今の、この支給型というのとは少し意味合いが違ってくるのかなというふうに思っております。

地元でしていただけるというふうなことでございますので、例えば土曜日だとか、日曜日は生コンの支給ができませんので、土曜日のほうに、そういうふうなことでやっていただいておりますというふうなのが今の実態でございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この今の与謝野町の取り組み、非常にいい取り組みなんじゃないのかなというふうに思います。平成24年度の決算でも46万円ほど金額が上がってたかなというふうに思うんですけども、この資材支給型事業のやっぱりいいところは、区の要望に対して、恐らく応える

ことができる一つの方法だというふうに思えるからですね。

財政も先ほど申しましたけれども、厳しくなっていく中で、いかに区の要望、あるいは自治会の要望に応えていかと考えたときに、こうした事業というのは住民にとっても恐らく使いやすい制度になるのかな、事業になるのかなというふうに思いますので、事業化のほうお願いできればいいのかなというふうに思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、言いましたように、この与謝野町の中でも、例えば鳥獣被害だとか、そういった場合につきましては、地域のほうでお世話になつとるということでございます。この今の建設課のほうで原材料の支給というのをやらせていただいておりますけれども、皆さんが、なかなかそろってやっていただくのが難しいと、時期的にも難しいですし、そういうふうな関係者の人がおられるのかどうかというふうなこともございますので、平成24年度につきましては、この今の建設課のほうの原材料を支給してやっていただいた、いわゆる関係者の人でやっていただける事業につきましては、平成24年度では、たしか1件だけだったというふうに思っております。

そのように、なかなか担い手の確保と、あるいは地域の方も高齢化してくるというふうな中で、なかなか実態としては、今は難しいような状況でございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。3点目の地域おこし協力隊については、本当に再三再四ご提案をさせてもらいましたけれども、今は活用を考えていらっしゃらないということです。この制度のいいところは、やはり地域の外の人たちが、この与謝野町にかかわるきっかけをつくるというところだというふうに思います。その観点から言いますと、今、行っていらっしゃる京都Xキャンプなどとの親和性、そういった事業との親和性も非常にいいものなのかなというふうに思いますので、例えば、Xキャンプに来られた方々が大学に戻り、一定の社会人の経験をされた後に、こうした地域おこし協力隊の制度が与謝野町であるのであれば、もう一回その制度を活用して、与謝野町に戻っていこうという人が一人でも二人でもいれば、それは一人、二人の、地域の力になっていくというふうに思いますので、今後も引き続き、引き続き検討をお願いしたいなというふうに思います。

今回、与謝野町の成長戦略をどのように描くのか、あるいは、これから先、財政が非常に厳しくなっていく中で、こういった創意工夫やアイデアを持って、町政の運営をしていくかという観点から、多岐にわたる質問をさせていただきました。

やはり財政が厳しくなっていくというのは簡単に言えますけれども、そのかわりにこういった創意工夫ができるのか、あるいはおもしろい事業を持って地域の活性化を図ることができるのかという観点でまちづくりや財政運営を考えていったときに、もう少しおもしろいといいますか、もう少しにぎやかな地域になるための施策や事業が打てるのかなというふうに思っておりますので、この点については皆さん方もご考慮いただきまして、お願いしたいなというふうに思います。以上です。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 非常に財政が厳しいと言いながら、そうした中できちっとした計画を持ちつつ、今やらなければならない事業等につきましては、着実に一歩ずつですけれども進めてきていると

いうふうに思っております。

今まで以上に潤沢な財政というのは考えられませんが、ここまで来れましたのは、やはりその間に、大勢の地域の住民の方たちの、先ほどではないですけれども、お力があったり、支えがあって、それがまさしく協働のまちづくりだというふうに思いますが、今後、高齢化が進む中で、そうした方々の、特に農業あたりは担い手としては高齢の方ですし、織物業もそうですし、そうした状況の中で今後、それらのことを、このまちづくりの中に位置づけて、産業として位置づけていく場合に、どうしたことが必要かということについては、やはりこれは大勢の方の意見を聞く中で、これならいけると思えるようなことを、やはり手を打っていくということが必要になってくるかというふうに思っております。

このまちづくりというのは、一人では当然できないことですし、先ほどのまちづくりの基本条例についてもそうですけれども、やはり議会は、もう既におつくりになってますけど、本来でしたらやはり両輪として同時に、そうしたものをつくっていくことが理想ではないかなと思いますけれども、それぞれの立場で、この町が活性化するようなことを一つ一つ、派手なことでなくても地道に一步一步重ねていくことが、最後大きな力になるんだろうというふうに私自身は思っております。

そういう意味では、いろんなアイデアをお聞かせいただいたということで、今回の答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 先ほど町長がおっしゃられました総合計画や行革の大綱をベースにしながら、まちづくりを着実にやっていくというような方向性に関しては非常にいいんじゃないのかなというふうに思うんです。

一方で、先ほどお示ししましたように、織物業の事業所については37.7%の減少というような状況はあるわけですね。それはどの程度、その計画に反映されて、あるいは計画があったからこそ食いとめることができたのか、あるいは計画をしても手当てできなかったから、そこまで織物業の業者が減ってしまったのかだったり、ちょっとよくわからない部分はありますけれども、町長がおっしゃられるように、さまざまな計画、いろんな人たちから力を得ながら、計画を策定されております。その策定された計画が今後とも順調に、あるいは未来を少し照らすような形で進行していければいいのかなというふうに思います。以上です。

議長（赤松孝一） これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

ここで少し長く、55分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時41分）

（再開 午後 3時55分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、子ども安心カードの導入についてと、いじめ防止対策推進法の制定を受けての2点を教育長に伺います。

初めに、子ども安心カードの導入について質問いたします。子ども安心カードとは、児童・生徒らが病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に対応できるよう、保護者の勤務先のほか緊急の連絡先や、子供がこれまでにかかった病気、服用薬、各種アレルギーの有無、かかりつけ医療機関の連絡先などが記入されています。これにより、緊急時に救急隊員へ速やかに情報を提供することができ、医療機関者が早い段階で適切に処理ができます。特にアレルギー性の疾患は緊急を要する場合が多く、正確な情報が欠かせませんし、緊急時には現場が混乱することも考えられます。この子ども安心カードは、群馬県渋川市が全国初の取り組みとして運用を始めました。対象は、市内27の小中学校と5幼稚園の6,712人、A4版1枚の安心カードと個人情報の外部提供同意書を保護者に配布し、同意を得た場合のみカードを回収します。カードは、緊急時の対応以外には使用せず、幼稚園と中学校で3年間、小学校では6年間保管し、管理を徹底し、卒園、卒業時に家庭に返却するそうです。費用もほとんどかかりませんし、子供の命を守る施策として導入するべきだと思いますが、教育長の見解を伺います。

次に、いじめ防止対策推進法の制定を受けてについて、質問をいたします。国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が本年6月21日に成立し、同28日に公布されました。3カ月後の今年9月28日に施行することとなります。本法律では、いじめの定義を対象にされた児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの、これはインターネットを通じた交流も含んでいます、と規定しています。その上で重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、その内容を、いじめを受けた児童・生徒と、その保護者、地方自治体に報告することを義務づけています。また、重大な被害を及ぼす恐れがある場合は、直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害者側の子供に出席停止を命じることを求めています。

地方自治体に対して同法は、文部科学省が今後、法に基づいて定めるいじめ防止基本方針を参考にして、地域いじめ防止基本方針の制定に努めるよう求めています。また、関係機関との連携を強化するために、学校や児童相談所、警察などの担当で構成する連絡協議会を置くことができるとされています。

地方自治体の基本方針が地域の学校の基本方針につながることから、地方自治体としては、より現場の目線に立った基本方針の制定に努め、関係機関との連携強化を図る必要があります。与謝野町においても、9月の法施行に当たり地域社会が、総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、協力や情報共有の仕組みづくりを、今まで以上に積極的に整えていただきたいと思います。

そこで、2点お伺いいたします。一つは、努力義務とされています、地域いじめ防止基本方針の制定について、二つ目は、置くことができるとされています、いじめ問題対策連絡協議会の設置について、教育長の見解を伺います。以上で1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 子ども安心カードの導入、それから、いじめ防止対策推進法の制定を受けての浪江議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の子ども安心カードの導入について、お答えをさせていただきたいと思います。いわゆるアレルギーによります、そのショック等なった場合、その手当をするときに必要なカー

ドということになるわけです。その意味で、まず本町におきます、学校給食をやっておりますので、まずアレルギーの対応につきまして、いわゆる除去食に予防のために取り組んでおるわけでございます。

今のところ、保護者から申告していただいておりますアレルギー症状につきましては、一応、対応をできておると、そのように思っております。しかしながら、対応できないアレルギーも出てくるんじゃないかと思っております。過去にもあったようでございますけれど、その場合は、ご面倒でも弁当持参というふうにしていただく必要があるかと思っております。いずれにしましても、アレルギーにならないように給食のほうでは、まず除去をして提供しているという取り組みを、まずしております。

しかしながら、議員、この問題が出てきましたのは、大きく報道されましたが、残念ながら昨年、平成24年12月ですか、東京の調布市の小学校におきまして、除去食が必要な児童が結局、除去されてない、その食べ物、要するに余りですね、余りを食べて、そして、アレルギーショックになって、残念ながら非常に痛ましいことでございますけれど、命を落としたという、そういう事故がございました。それを受けまして、文部科学省のほうにつきましては、全国に、このアレルギーに対する指導の徹底を、あるいは、また防止に向けての徹底をするように指示がまいりました。そのために、私どもといたしましても、その各学校、従来、それぞれ、このアレルギーの除去食を必要とする児童・生徒の把握をしておりますので、園児も含めまして。だから、それをもとにしながら、そのアレルギーショックが起きたときの対応については、それぞれのところでマニュアルをつくっているのが実態でございます。

しかしながら、あくまでも、それが町として共通したものとして、また、お互いに点検をしたものとして、なされているかということにつきましては、統一性がなかったということは事実でございます。それにつきまして、幸いにして与謝野町におきましては、福祉課が主となりまして作成されました支援ファイルのひまわりノートというのがあります。この支援ファイルは、保育所、保育園、それから、幼稚園から小学校、それから小学校から中学校などといったライフステージが変わることによって、その子供に適した支援や情報が途切れないように、スムーズに継続した支援が受けられるようにするものであります。教員等のかかわっている人の間で情報共有を図るというシステムであります。

先ほど議員が紹介されました群馬県の渋川市の場合と、基本的には同じ、そのシステムによってやる内容でございます。本町、このようなものがございますので、それをベースにして、今後、先ほど申しましたように、さらに、その今まで学校が独自に取り組んできたものを精査し、いざというときに役立つような、そういうカードにしていきたいと思っております。

議員、先ほど渋川市の場合を紹介されましたけれど、これは渋川市の場合と同じように、これは個人情報に当たりますので、十分その保護者の了解を、了承を得て取り組まなければならないと、そのようにも思っております。

いずれにしましても、いざというときに間違いなく対応ができる、そのシステムの確立という意味では、カードの準備というのは必要なことだと、そのように認識しております。さらに統一的に進めていきたいと、そのように思っております。

学校によっては、消防署等にも通報しております。そして、この生徒が搬送されるときは、こ

ういうふうにしてくださいということまで、進んで取り組んでおるところもございます。いずれにしても、先ほど申しましたように、町として統一的に、そして、私どもも、そのマニュアルを全て把握しておるとは言えませんので、せんだっての8月の校園長会議の後で、この事例研究のような形で情報交換をしております、今後、それに取り組んでいくという確認をしておりますので、それをさらに推進していきたいと、そのように思っております。

次に、2点目のいじめ防止対策推進法の制定を受けてについてでございます。いじめにつきましては、けさほどの伊藤議員のご質問の中にもあったわけでございますけれど、私どもといたしましては、いじめは決して許されない行為であり、それからいじめを未然に防止することが一番ですけれども、私どもとしては、いじめはあるものという、残念ながら、それを前提として、その早期に発見し適切な対応をしていくことが大切だと、そのように考えております。

それから、そのいじめの問題につきましては、けさほども伊藤議員のご質問のときにも答えておりましたように、いかに早期に、そのいじめを把握していくかということが、これが非常に大切になります。いわゆる早期発見ということ、それが重要であると考えておるわけでございます。

したがって、本町は、一つの策といたしまして、本町では予算を、議会のほうでも認めていただいておりますけれど、客観的にいじめ等を受けている場合に、少しでも、それらがわかるようにということで、心理検査を実施しております。いわゆる「Q-U」というふうに言われていますけれど、これは早稲田大学の教授が考案された心理検査でございます、いわゆる学校生活での満足度を調査するものであります。

それによって、子供たちの友人関係に関する考え方や感じ方、そうしたものを調査し、測定することができる質問項目を設けて、その子供の心の状況や考え方など、内面を探ることで、学級経営に役立てるというものであります。

これにより、児童・生徒の個人や学級の状況をつぶさに判断し、よりきめの細かい指導ができるように、また早期発見ができるように取り組んでいることも、この際、紹介をさせていただきます。

さて、ご質問の、いわゆるいじめ防止対策推進法につきましては、議員仰せのとおり、6月28日に公布されました。これはご存じのとおり議員立法でございます。議員立法として公布されまして、公布の日から起算して30日で施行されるということですから、今月の28日施行ということになるわけでございます。これによりますと、地方公共団体に対しては、いじめの防止等のための対策に関する基本方針、いわゆる地方いじめ防止基本方針の策定については、議員仰せのとおり、これは努力義務として位置づけられております。逆に、国や学校のほうは制定が義務づけられております。

それから、教育委員会におきましても、いじめ問題は、もうこれは深刻な問題として受けとめておりますし、これの未然防止、それから早期発見、早期対応については言うまでもございせんので、いじめ防止基本方針を、これはある意味では定める必要もあろうかと、そのようには考えておるところでございますけれど、今のところ国が定めるいじめ防止基本方針を参酌してつくりなさいというふうに規定されとるわけでございます。しかしながら、国が定める、そのいじめ防止基本方針が、まだ明確にも、何も示されていないのが現状でございます。

それから、また、その地方公共団体とは、どこを指しているのか。府当局なのか、町当局なの

か、それさえはっきりとしてないということがございます。そんな教育委員会じゃないですかと言われたら、別のところでは教育委員会とか、そのように要望が出てくるわけでなんです。だから、まだまだ、この法律、それ自身の解釈の仕方からの統一という、それらの問題もございまして、いずれにしろ、まだ、国の動向が定まっていませんので、その国の動向を注視しながら、このいじめ防止の基本方針の策定についても考えていきたいと思ひますし、その次の、そのいじめ問題対策連絡協議会の設置についても、まだまだ、その国の動向を注視していく必要があると、その後、考えていきたいと、そのように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、初めに子ども安心カードですけども、先ほど答弁がありました支援ファイルの件ですけども、先ほど紹介しました渋川市、ここもですね、マニュアルもできておまして、あとそういった実態調査も始めておられました。そうしたやさきにですね、年度がわりするとき、ちょうど学校の先生が変わったり、新しい子が入ってきたり、そういったところに緊急搬送の事例がありまして、その中で非常に教員の方もちょっとパニックされまして、非常に、ごたごたがあつて、その後すぐ、このカードを導入したという経過がございます。

先ほど答弁がございましたように共通化、それから、つなぎですね、先生から先生へ、そういった関係、これがですね、先ほど言われました支援ファイル、これが果たして、常にそういった緊急があつた場合に、さっと渡せるものなのかどうか。それが対応できるのであれば、もうそれでこしたことはないですし、もう別に、これにこだわる必要もないんですけども、例えば、このカードの運用なんかをちょっと聞いてみますと、学校に、このカードが校長室に、各学年ごとに保管されておまして、ファイルが、そうした救急事例があつた場合に、そのファイルを救急隊員に渡すと、それで救急処置が終わると、また、それが学校に帰ってくるという、こういったふうな運用をされておるようございまして、この辺の素早い対応がですね、今おっしゃられた、そういった、今やっておられる対応で、できるのかどうか。もうできるのであれば、もうこれと言うことはございませんけども、このあたりをお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。私の説明が、ちょっと不適切だったかもしれません。いわゆる支援ファイル、福祉課が取り組んでおります支援ファイルがありますので、これはあくまでも、先ほど言いましたように、保護者の了解も要ります。それらをもとにしながら、そのカードをつくるのが可能ですというふうに言わせてもらうつもりだったわけでございます。まだ、それができているというわけではありません。カードをつくるときに、こうしたベースがありますのでやりやすいと。

しかしながら、これも全ての子供のアレルギーとかいうものが全部、把握されているかと言え、そうでもないというふうに向つてますので、これで全て事足りたというふうには私どもも考えておりません。

先ほど申し上げましたが、ちょっと私の言葉足らずだった点をおわびを申し上げます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そうしましたらですね、今回、私が申し上げております子ども安心カード、これ

ですと、そういったアレルギー、あるいはいろんな病気、これで薬とか、全て記入できるわけがありますし、こういったもの、非常に有効になってくるんじゃないかと思えますけど、このあたりいかがですか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 先ほどもちょっとお答えさせていただきましたように、早急に対応する必要があると思います。

先ほど紹介しました東京都の調布市の小学校の、あの事故にしましても、やはり全ての教諭にいろいろな意味が徹底されてたのか言えば、徹底してなかったというようなこともありますし、それは同時に、本町においても同じことが言えるんじゃないかと思えます。

だから、あるいはちょっとしたことで、東京都の場合でも、そうなんですね、調布市の場合でも、食べた給食本体のほうは、別に除去しておるからは大丈夫なんですね、余っているのをぱつと食べたと、みんなが食べるから食べたと、その事故なんですね。

だから、いつどんなことが起きるかわからないのが実態なんですね。だから、その意味では議員ご提唱のように、そうしたときに対応できる、そうしたカードというのは導入する必要があると、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 続きまして、2点目の件でございますけども、答弁がありましたように、ちょっと国のほうもおくれているようでございます。その中でもですね、中には、こういった独自で、もう既に進められておるところもございまして、何点か紹介したいと思えますけども、先ほど教育長の答弁の中で、いじめについて、いろいろとお話がありまして、その中でやはり早期発見、早期対応といったことがございました。これは富山県の砺波市というところですけども、これももう基本方針を定められました。この中にはですね、先ほど答弁されましたような早期発見、早期対応、こういったことやらですね、いじめを許さない学校づくりでありますとか、教育委員会の役割とか、こういったことがうたっております。

また、ほかにはですね、これは千葉県柏市というところなんですけども、これは児童虐待及びいじめ防止条例というのをつくられまして、この中にはですね、こういったことに対する、対応するに当たっての予算措置なんかも条例に明文されております。

いずれにしましても、教育長も午前中の答弁で、いじめは重大な人権侵害であるというような答弁がございまして、こういった問題をですね、さらに地域全体といいますか、より一層、今でも取り組んでいただいておりますけども、より一層取り組んでいくためにもですね、こういった国の法律を受けまして、先ほどの答弁、聞いてますと、国の方針が決まればつくっていくべきだというような、前向きな答弁があったように思うわけですけども、このあたりを再度、確認させていただいて、終わりたいと思えます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。ちょうど8月の終わりに、実は京都府に、町村ですね、町村の教育長の会がございまして、その夏季の研修会が、うちが当番でございまして、やらせてもらったんですけど、そのときの研究協議の中に、このいじめ防止対策法に対する制定に対しての取り組みについてというのが協議で上がっておりまして、いろいろ考え方や意見交換をさせてもら

いました。

当然、府教委からは、指導部長も来ておりました、そして、そこで話をさせてもらったわけです。いずれにしても、先ほど答弁させてもらいましたように、法律全体の細かいところがわからないという問題もあるようです。

京都府自身も先ほど申しましたように、地方自治体というのはどこなんだという話でも、京都府でも、まだ今、調整中のようにございます。どうやら京都府の場合は、知事部局の文教課が、その地方公共団体の当局になるような話で進められとるとかというような情報もいただきました。そうしますと、私どもの自治体にしますと、こんな文教課なんてありませんので、これはまた教育委員会というお話になるのかなとかね、いずれにしろ、先ほど紹介しましたように、まだ、法律それ自身の解釈から、統一していく必要があるんじゃないかと、その意味で、やはり国の一定の見解を待つ必要があると、国の動向を注視してから取り組もうというのが結論になったようなわけでございます。

ちょうどもう既に議員の質問通告は出とりましたんで、そしたら、ほかの自治体も出とるということを言うておりました、それぞれ先ほど申しましたように、研究もさせてもらったということでございます。

いずれにしても、いじめというのは、今、学校教育が抱えてる大きな課題でありますので、それにつきましては、やはりつくるべきものはつくっていかねばならないと、そのように思っております。以上です。

8 番（浪江郁雄） 終わります。

議長（赤松孝一） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

次回は、明日、9月11日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 4時27分）